

今求められる 建設工事の効率化による 働き方改革の実現とは

働き方改革の実現に向けた

効率的な建設工事の促進事業

取り組み事例

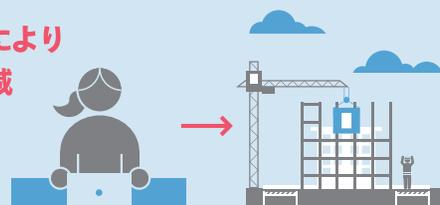
現場 ICT

デジタルデータの
活用で業務全体を
効率化する



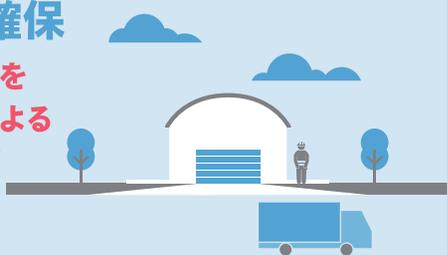
機能配置の見直し

遠隔サポートにより
工数を大幅削減



スペース確保

現場外に作業場を
確保することによる
作業時間および
運搬の効率化



バックオフィス系システム

書類管理業務の
削減による負担削減



事業概要

建設業者は、社会資本の担い手であり、災害時には地域社会の安全を守る重要な役割を果たしています。しかし、若い世代の入職が進まず、就業者の減少が続いています。建設業が魅力ある産業であり続けるためには、働き方改革や生産性向上の実現が必須です。また、令和6年4月から罰則付き時間外労働上限規制が適用され、建設工事現場の効率化も必要です。国土交通省では効率的な建設工事の実現に向けた取り組みを実施し、その成果を事例集として取りまとめました。事例の詳細はWEBサイトをご覧ください。



モデル事業の詳細はこちら

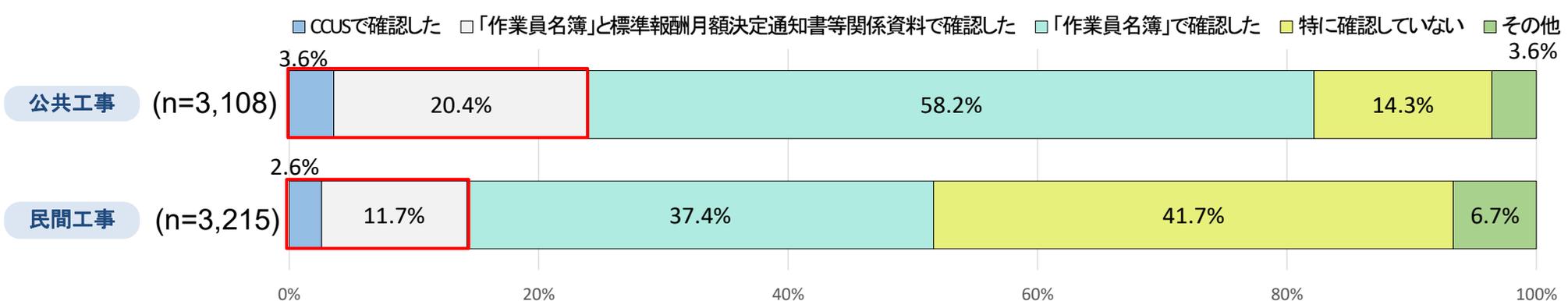
<調査概要>

1. 調査対象 建設業許可業者から無作為に抽出した40,000者(うち有効回答数6,972者)
2. 調査手法 WEBアンケート ※WEBによる回答が困難な場合は、紙による回答も可
3. 調査項目
 - (1)企業の概要
本社所在地、許可業種、企業の規模、CCUSの登録、給与形態、休日取得状況、主な発注者(公共・民間)、退職金制度の導入・活用状況、一人親方の実態や契約方法、建設事業主等に対する助成金制度の利用
 - (2)賃金の支払い状況
直近の一現場に従事した技能労働者に支払った賃金額、賃金額改定の有無、改定率
 - (3)法定福利費の支払い状況等
直近の一現場における「法定福利費を内訳明示した見積書」の活用状況、法定福利費の支払い状況、請負代金内訳書の活用状況(注文者等に対し、法定福利費を内訳明示した請負代金内訳書を明示したか)
※現場については、元・下/次数/公共・民間/規模/地域といった属性も調査
 - (4)安全衛生経費の支払い状況等
直近の一現場における「安全衛生対策項目の確認表」「安全衛生経費を内訳明示した見積書」の活用状況、安全衛生経費の支払い状況
※現場については、元・下/次数/公共・民間/規模/地域といった属性も調査
4. 調査時期 令和6年11月7日～令和6年12月6日

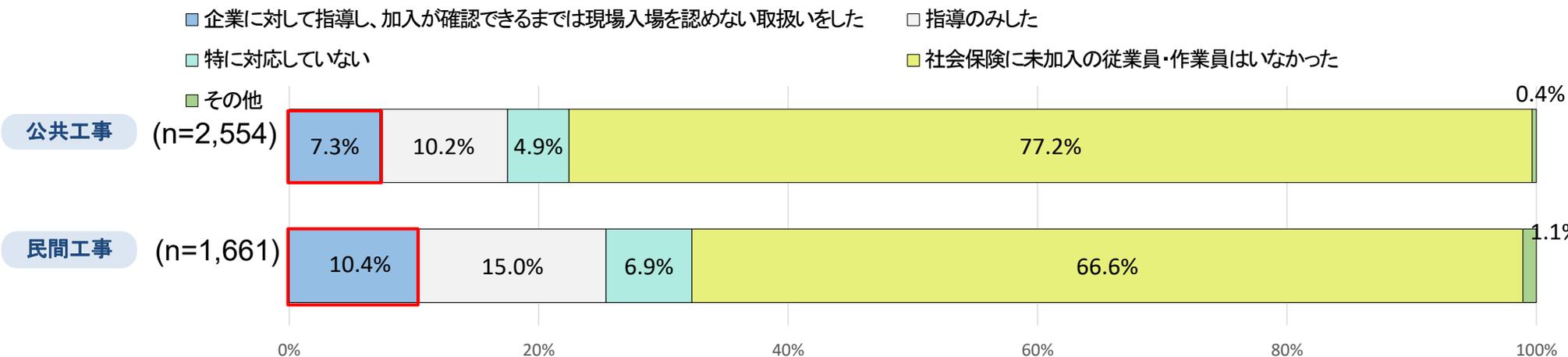
社会保険の加入確認・法定福利費に関する調査結果

- 現場従業員等の保険加入確認について、「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」で求める対応(※)を行っている
と回答した割合は約1～2割に留まる。
- 保険未加入の従業員等がいなかった割合は公共工事で約8割、民間工事で約7割である。保険加入していない従業員等が
いた場合の対応について、同ガイドラインでは特段の理由がない限り現場入場を認めないよう求めているが、そうした対応を
行っていると回答した割合は、**保険未加入の従業員が確認された企業のうち約3割であった。**
- ※ ガイドラインでは、元請企業は、各作業員の保険加入状況の確認について原則としてCCUSを活用することとし、活用しない場合には関係資料
(健康保険証等)のコピー等を提示させるなど、真正性の確保に向けた措置を講ずることとしている。

<現場入場する従業員・作業員の社会保険の加入確認について>



<社会保険未加入の従業員・作業員への対応について>



○ 直近の一現場(公共・民間)において、法定福利費を内訳明示した見積書の提出状況を調査。

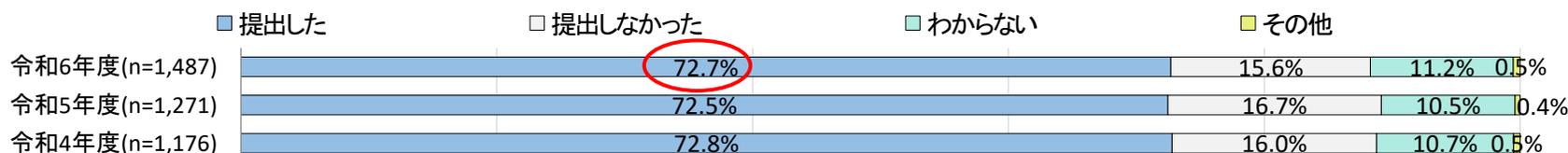
○ 民間工事においては、過年度と比べて提出割合が増加。

○ 公共・民間工事共に、下請次数が大きいほど提出した割合が減少する傾向

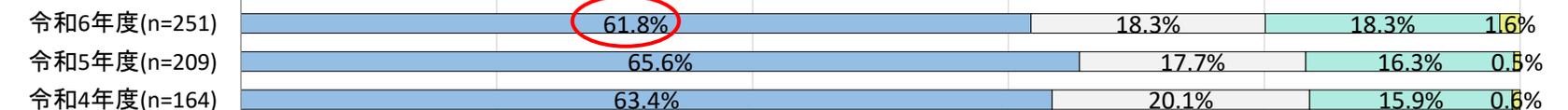
※建設業法第二十条 建設業者は、建設工事の請負契約を締結するに際して、工事内容に応じ、工事の種別ごとの材料費、労務費その他の経費の内訳並びに工事の工程ごとの作業及びその準備に必要な日数を明らかにして、建設工事の見積りを行うよう努めなければならない。

公共工事

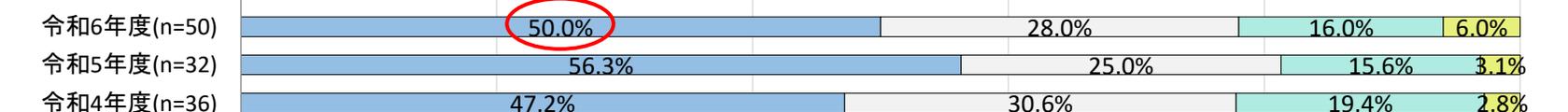
一次下請



二次下請

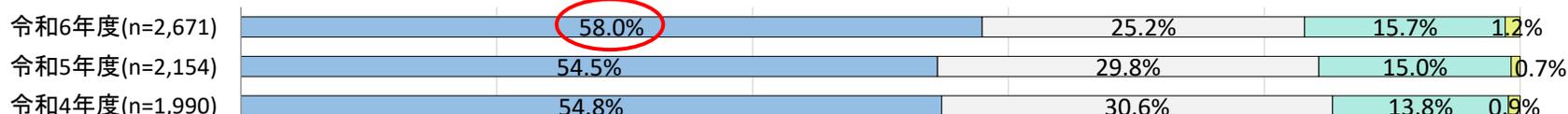


三次下請以降

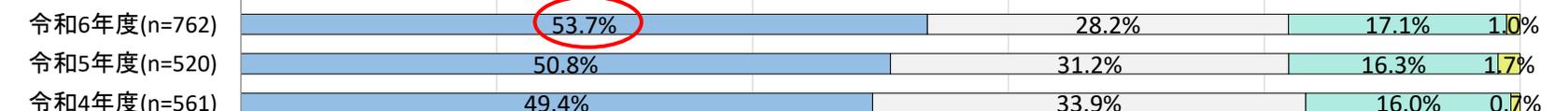


民間発注工事

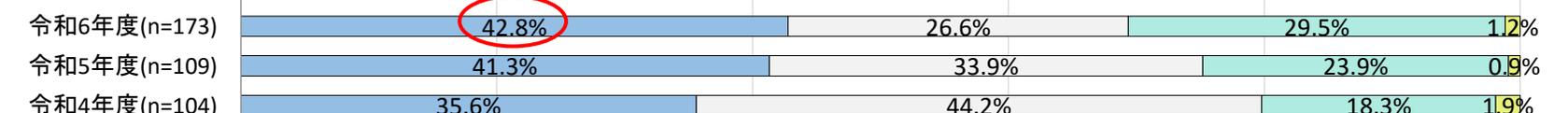
一次下請



二次下請



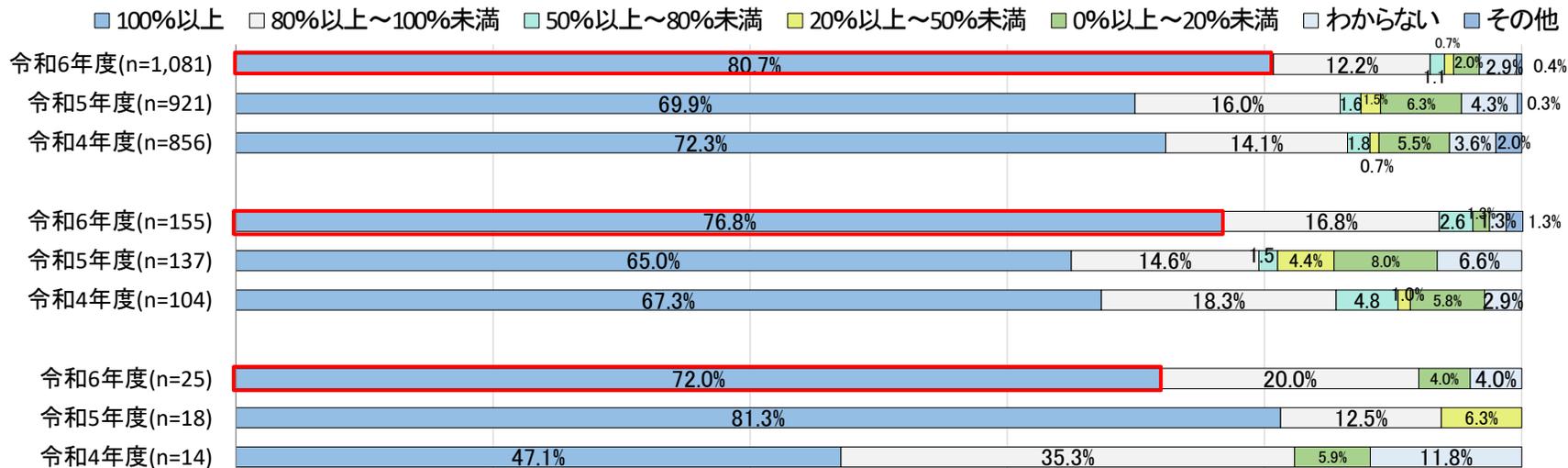
三次下請以降



- 直近の一現場(公共・民間)において、見積書に内訳明示した法定福利費の受取状況を調査。
- 一次・二次下請で100%受け取れた企業の割合は、公共・民間工事ともに前年度と比べおおむね増加傾向。

公共工事

一次下請

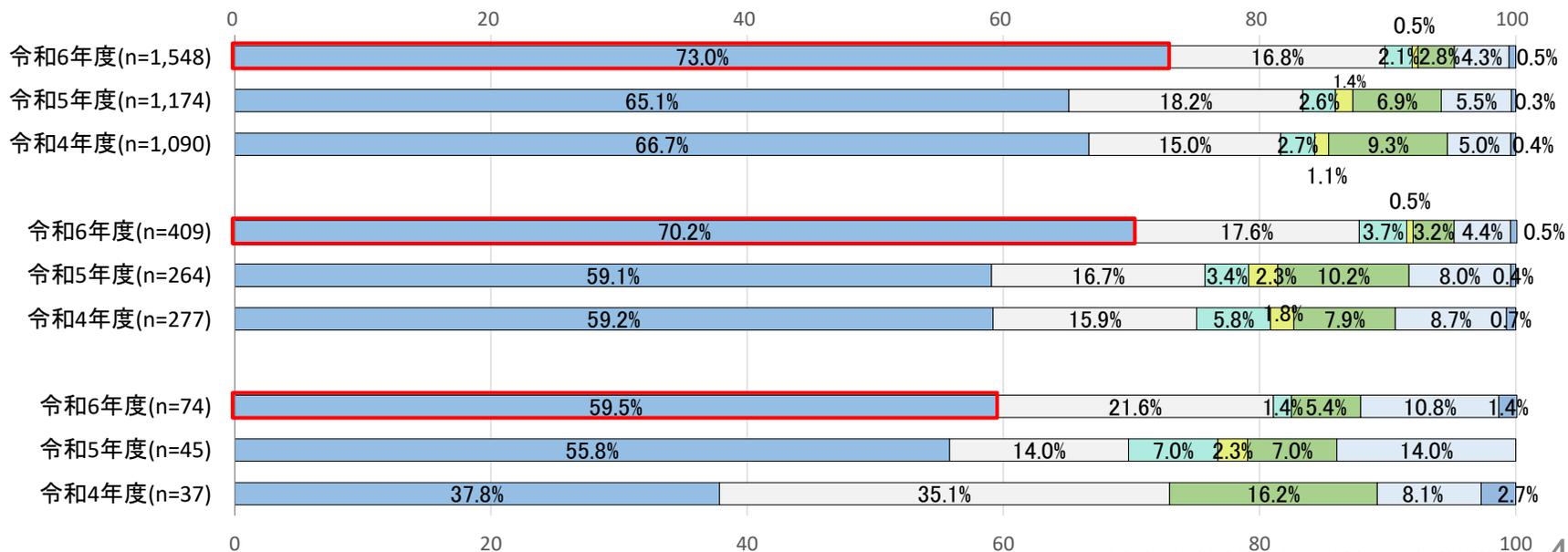


二次下請

三次下請以降

民間発注工事

一次下請

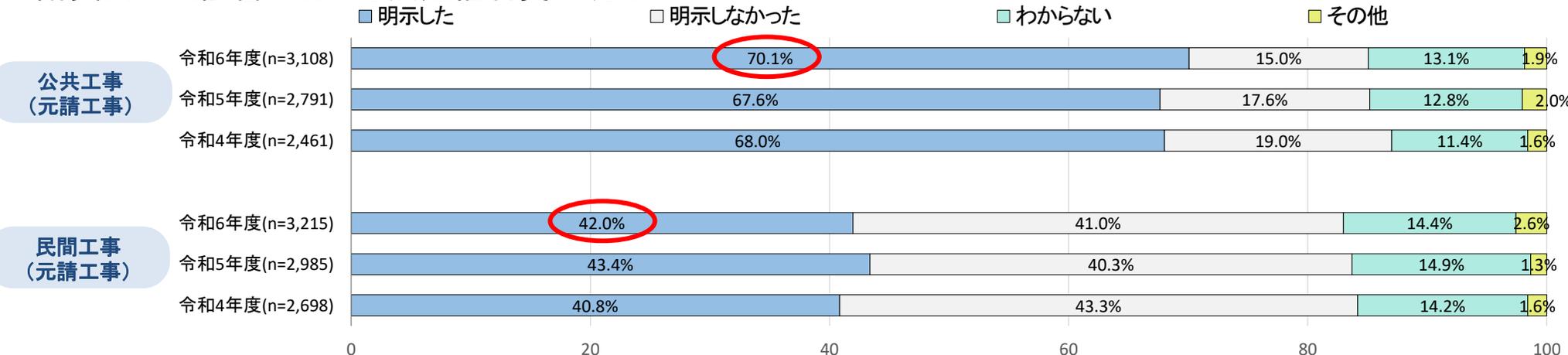


二次下請

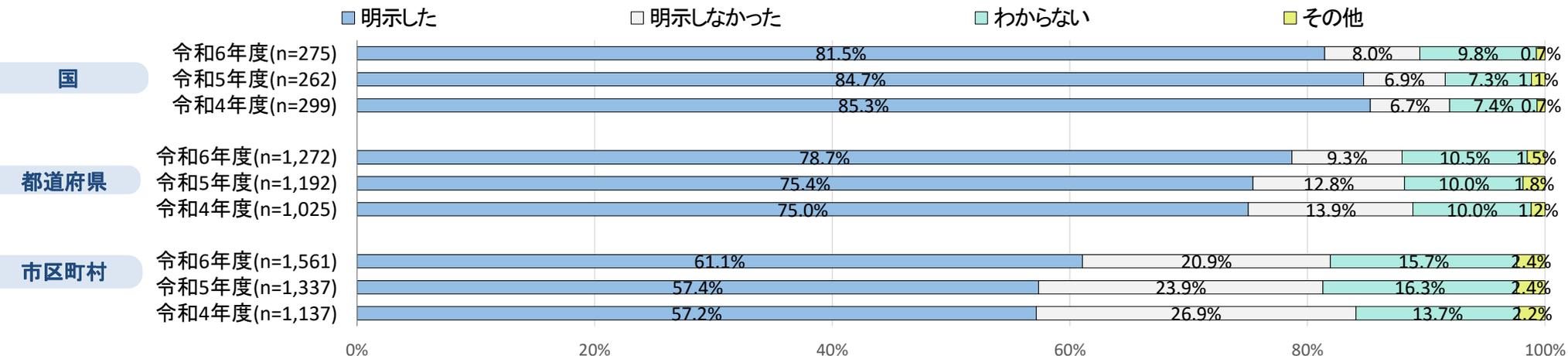
三次下請以降

- 直近の一現場（公共・民間）において、**法定福利費を内訳明示した請負代金内訳書の活用状況について調査。**
 - 公共・民間発注工事別では、**公共工事では約7割が明示したが、民間工事では約4割にとどまっている。**
 - 公共工事の発注者別では、国や都道府県に比べて**市区町村発注工事では割合が低く、6割程度にとどまっている。**
- ※標準約款（公共／民間／下請）において、受注者が作成し発注者に提出する請負代金内訳書に、法定福利費を内訳として明示することを標準化している。

＜請負代金内訳書における法定福利費の明示＞



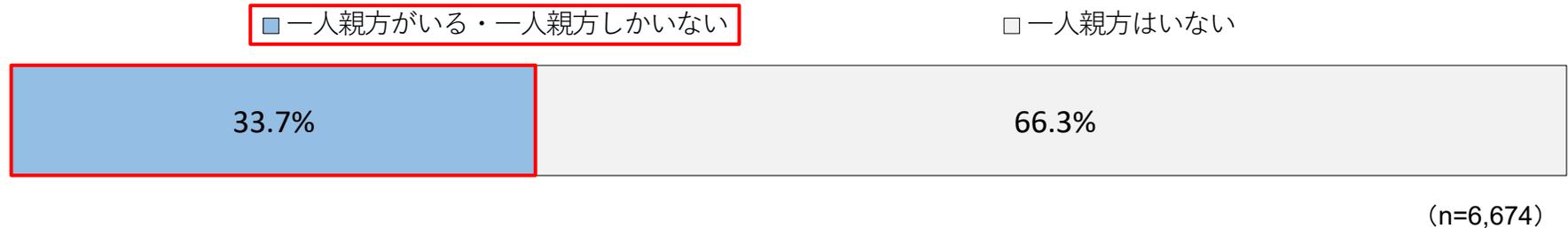
＜請負代金内訳書における法定福利費の明示（元請工事・公共工事・発注者別）＞



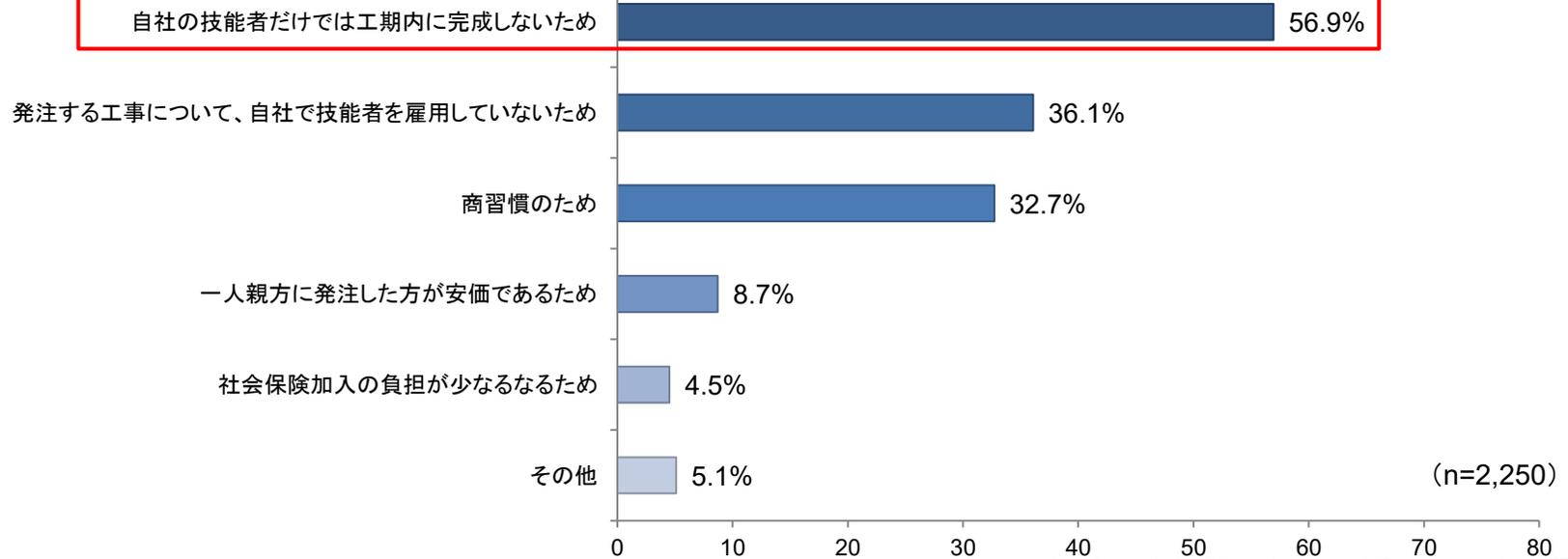
一人親方に関する調査結果

- 継続的に従事する一人親方の有無について、「一人親方がいる・一人親方しかいない」は約3割。
- 一人親方に発注する理由については、「自社の技能者だけでは工期内に完成しないため」が約6割と最多。

継続的に従事する一人親方の有無



一人親方に発注する理由



一人親方との見積書・契約書の作成について

○ 一人親方との見積書・契約書については、いずれも作成・提出を求めている場合が多いと回答した事業者が約5割であり、その理由としては「口頭で契約を交わしているため」が最も多い。

※建設業法第十九条 建設工事の請負契約の当事者は、前条の趣旨に従つて、契約の締結に際して次に掲げる事項を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない。

一人親方に対して見積書の作成・提出を求めるか

■ 見積書の作成・提出を求めている場合が多い ■ 見積書の作成・提出を求めている場合が多い



(n=2,250)

一人親方に対して契約書の作成・提出を求めるか

■ 契約書の作成・提出を求めている場合が多い ■ 契約書の作成・提出を求めている場合が多い



(n=2,250)

見積書の作成・提出を求めない理由

口頭で契約を交わしているため 68.5%

書類の作成が煩雑なため 17.5%

見積書を交わすことを知らなかったため 5.2%

その他 25.2%

(n=1,074)

契約書の作成・提出を求めない理由

口頭で契約を交わしているため 78.6%

書類の作成が煩雑なため 18.9%

契約書を交わすことを知らなかったため 6.1%

その他 16.1%

(n=1,223)

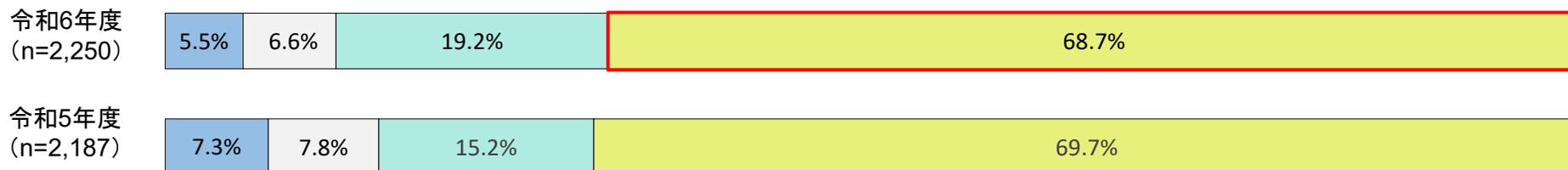
働き方の自己診断チェックリストの活用状況等

○ 一人親方の働き方の適切性を確認する「働き方の自己診断チェックリスト」の活用状況について、「ほとんどの工事で活用している」と回答したのは1割未満であり、約7割の事業者がそもそもチェックリストについて知らないと回答した。

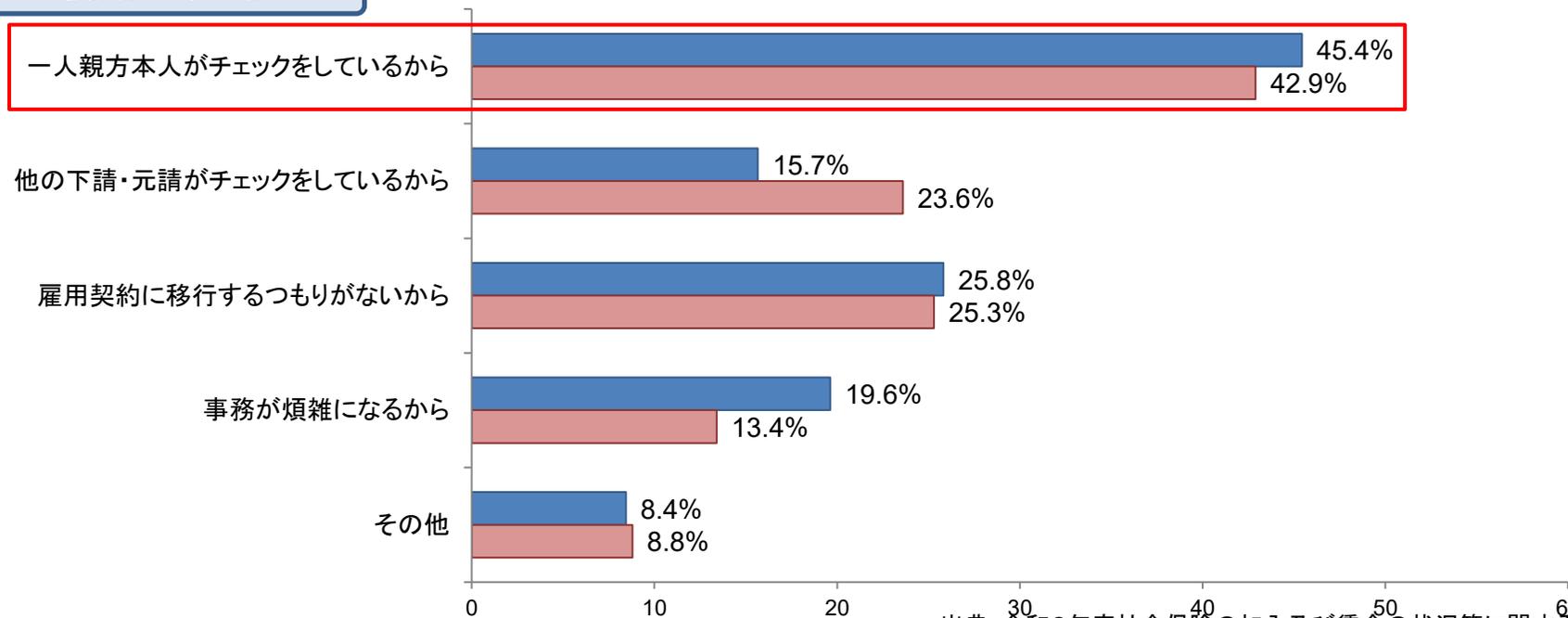
○ チェックリストを活用していない理由としては、約5割の事業者が「一人親方本人がチェックしているから」と回答した。

※ 「社会保険に関する下請指導ガイドライン」では、一人親方本人に対し、現場作業に従事する際の実態を働き方の自己診断チェックリストを参考に確認することとしている。

■ ほとんどの工事で活用している(8割以上) □ 一部の工事で活用している(8割未満) ■ 知っているが、活用していない ■ 「働き方自己診断チェックリスト」を知らない



チェックリストを活用していない理由



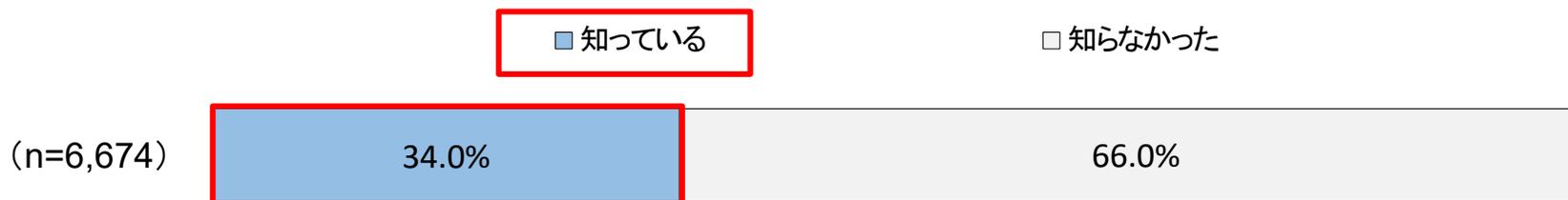
安全衛生経費に関する調査結果

- 国土交通省では「安全衛生対策項目の確認表」、安全衛生経費を内訳明示するための「標準見積書」の作成・普及に取り組んでいるが、その取組の認知状況について調査
- どちらの設問においても「知っている」と回答した事業者は3割程度

「安全衛生対策項目の確認表」の取組についての認知状況(SA)



安全衛生経費を内訳明示するための「標準見積書」の取組についての認知状況(SA)

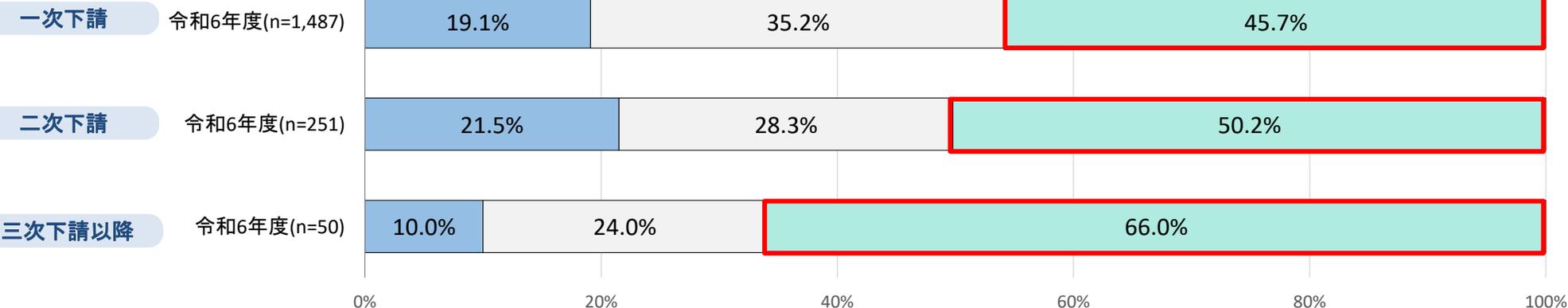


下請企業における「安全衛生対策」の実施者・経費負担者の明確化

- 直近の一現場（公共・民間）において、「安全衛生対策」の実施者・経費負担者の明確化の状況を調査
- 公共工事・民間工事ともに、下請次数が大きくなるほど、「安全衛生対策」の実施者・経費負担者の明確化がなされていない

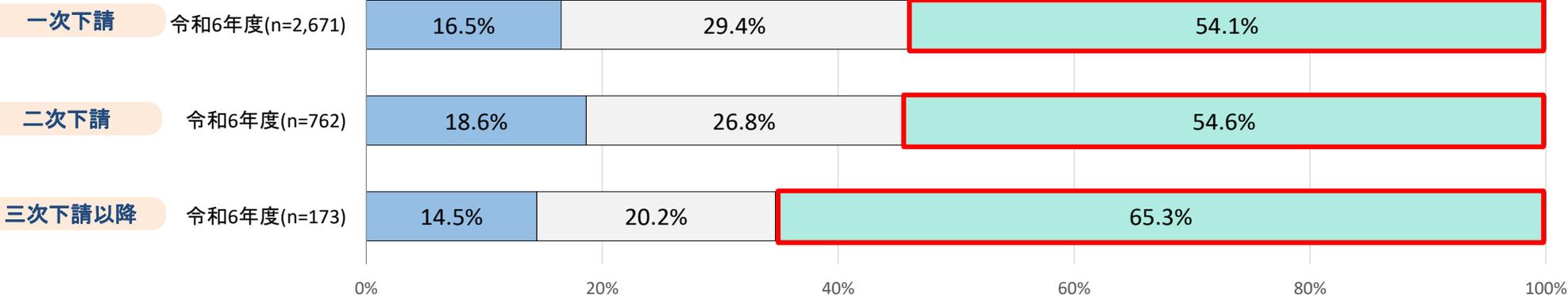
公共工事

「安全衛生対策項目の確認表」を使用して、明確にした
 「安全衛生対策項目の確認表」は使用せず、明確にした
 明確にしていない



民間発注工事

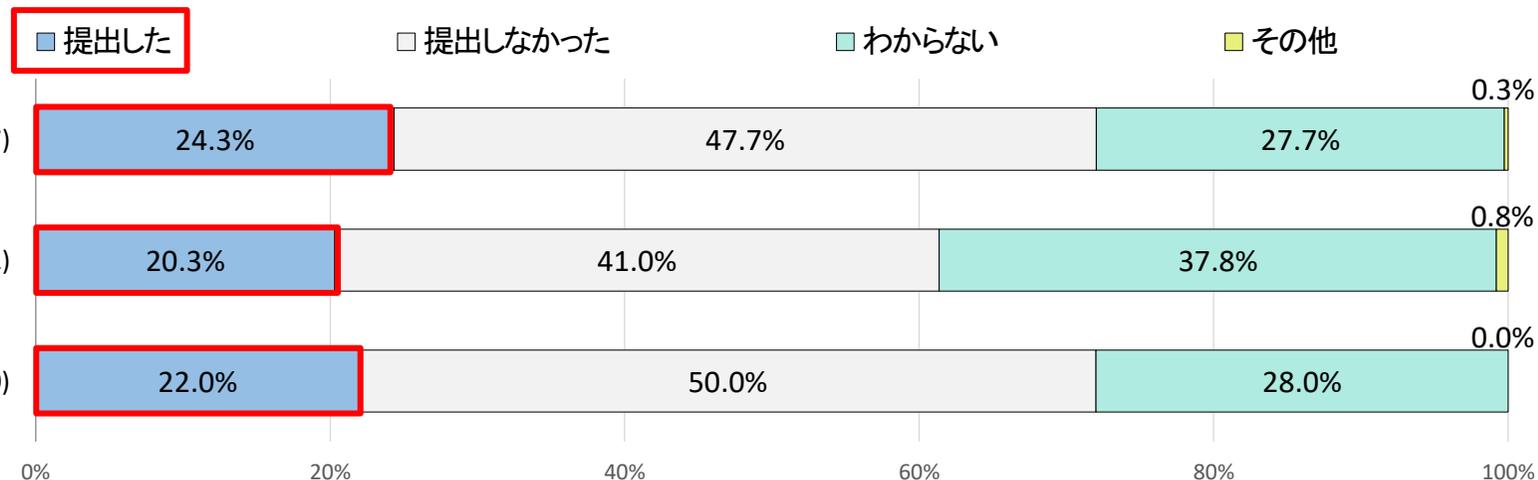
「安全衛生対策項目の確認表」を使用して、明確にした
 「安全衛生対策項目の確認表」は使用せず、明確にした
 明確にしていない



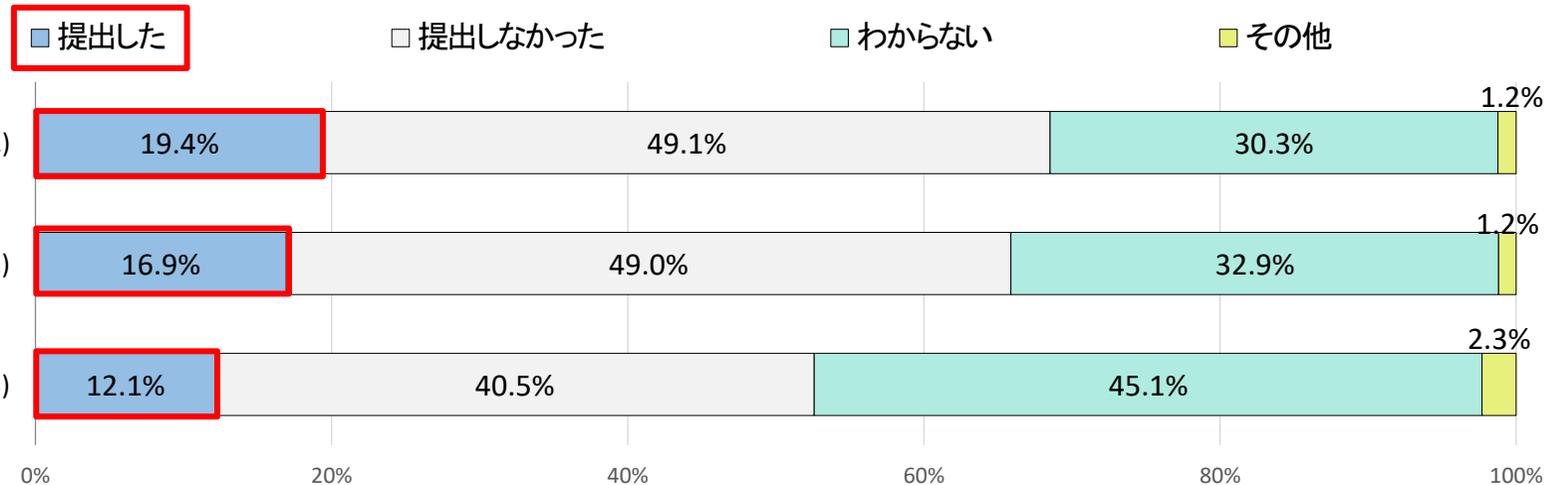
下請企業における安全衛生経費を内訳明示した見積書の提出状況

- 直近の一現場（公共・民間）において、安全衛生経費を内訳明示した見積書の提出状況を調査
- 公共工事においては、どの下請次数においても約2割の事業者が「提出した」と回答
- 民間工事においては、下請次数が大きいほど提出した割合が減少する傾向

公共工事



民間発注工事



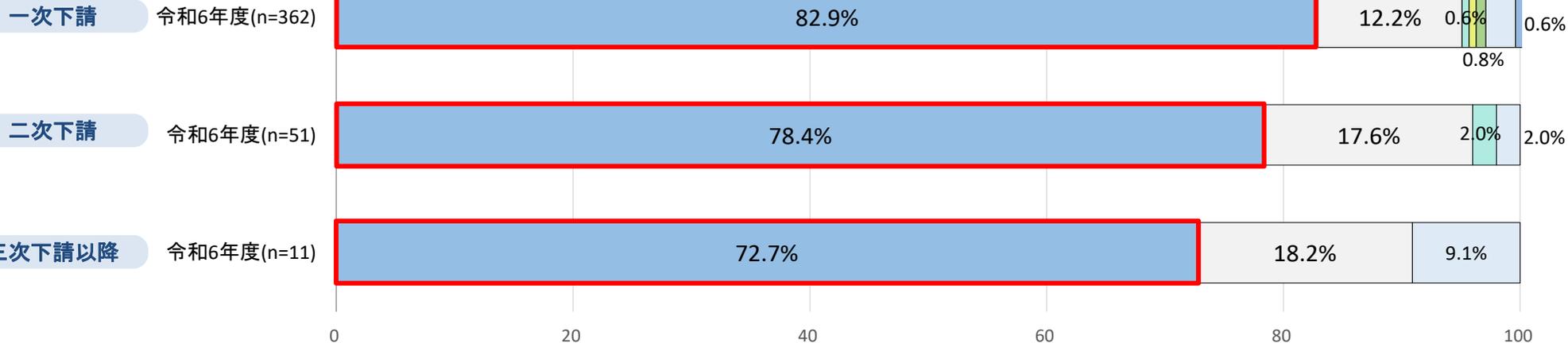
下請企業における安全衛生経費の受取状況

- 直近の一現場（公共・民間）において、見積書に内訳明示した安全衛生経費の受取状況を調査
- 公共工事・民間工事ともに、7～8割は100%以上受け取れたと回答。また、下請次数が大きくなるほど、安全衛生経費を100%受け取れた事業者は減少する傾向

公共工事

100%以上

80%以上～100%未満 50%以上～80%未満 20%以上～50%未満 0%以上～20%未満 わからない その他



民間発注工事

100%以上

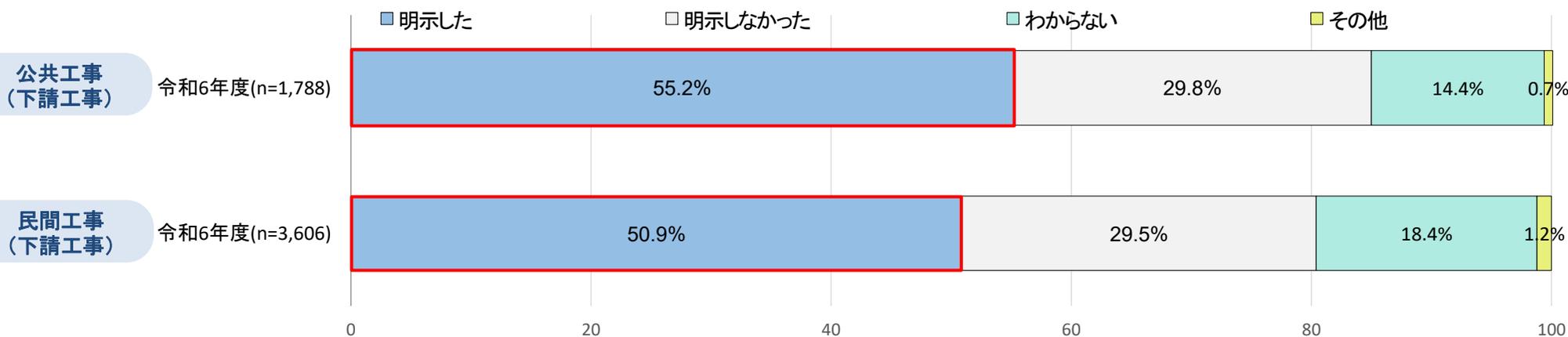
80%以上～100%未満 50%以上～80%未満 20%以上～50%未満 0%以上～20%未満 わからない その他



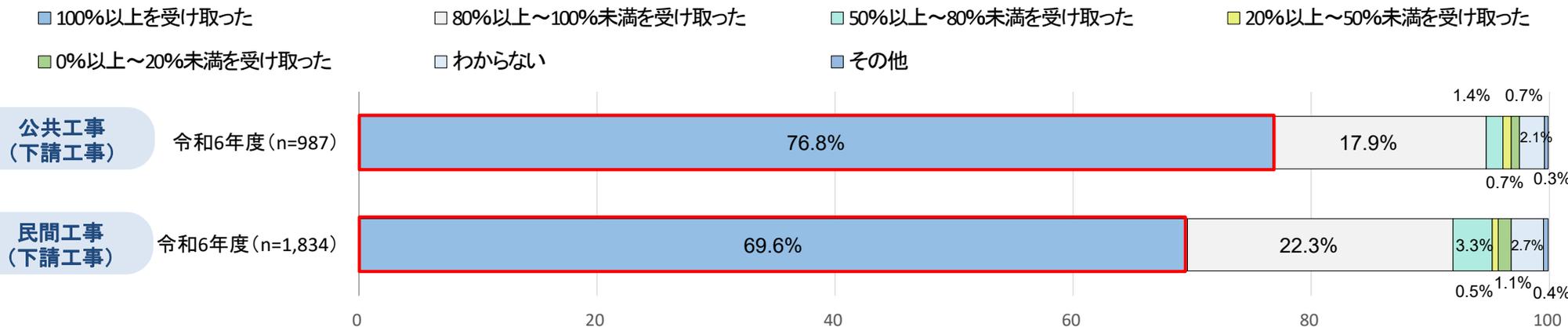
その他調査結果

- 見積書で労務費を明示している下請企業は、公共工事で約6割、民間工事で約5割。
- 明示した下請企業のうち、公共工事では約8割、民間工事では約7割が見積もった金額の100%以上の労務費を受け取ったと回答。

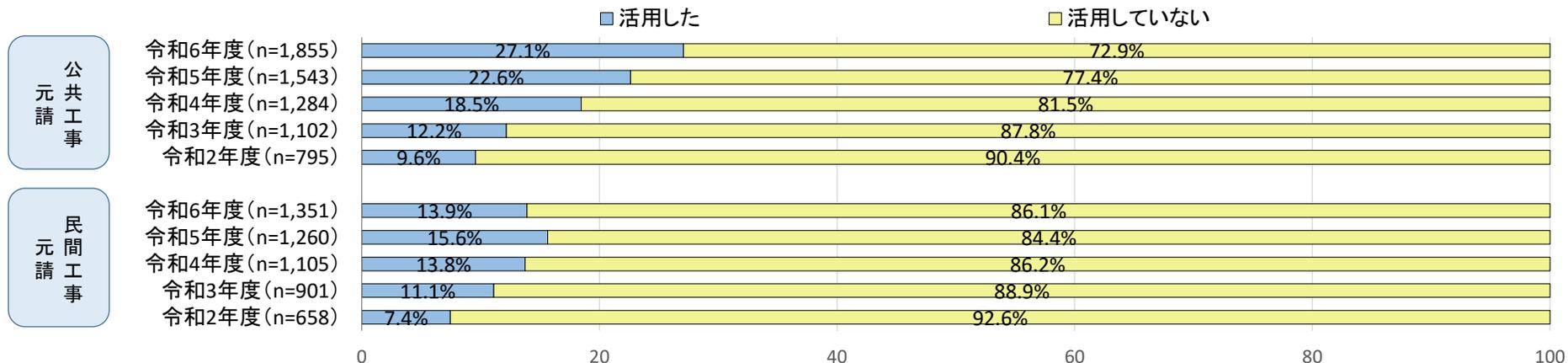
<見積書における労務費の明示>



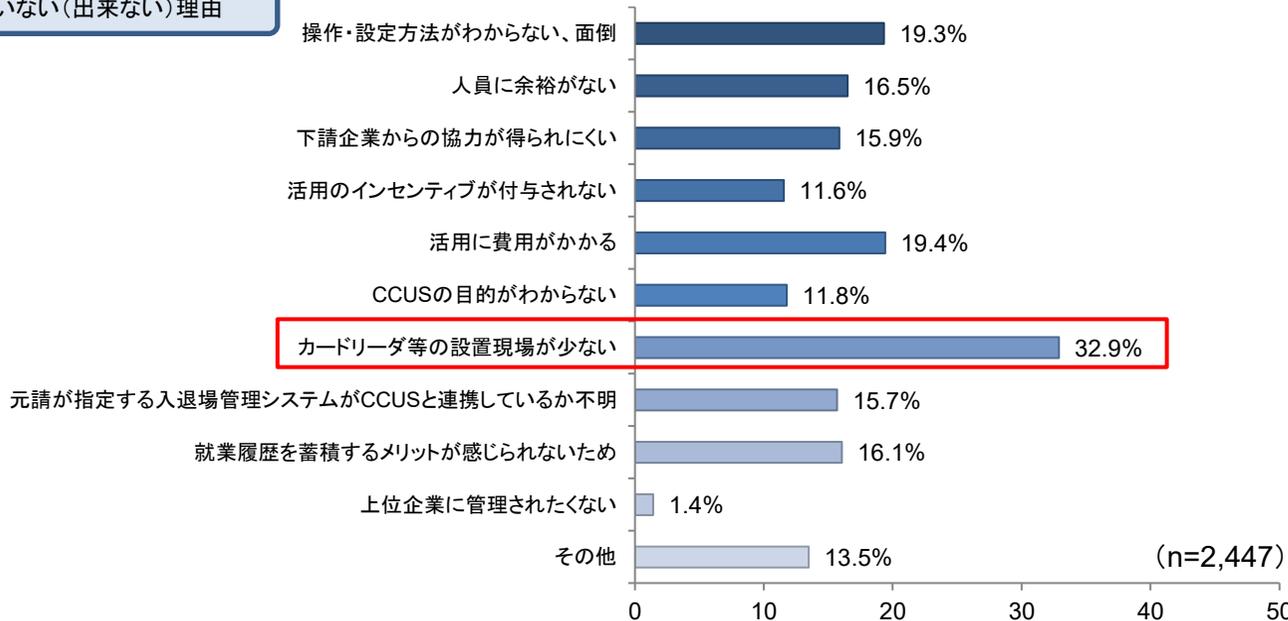
<明示した労務費の受け取り状況>



- CCUSに登録をしている企業における直近の一現場における活用状況について、公共工事においては活用状況は上昇傾向。
- CCUSを活用していない(出来ない)理由として、「**カードリーダー等の設定現場が少ない**」が**32.9%**と最多。



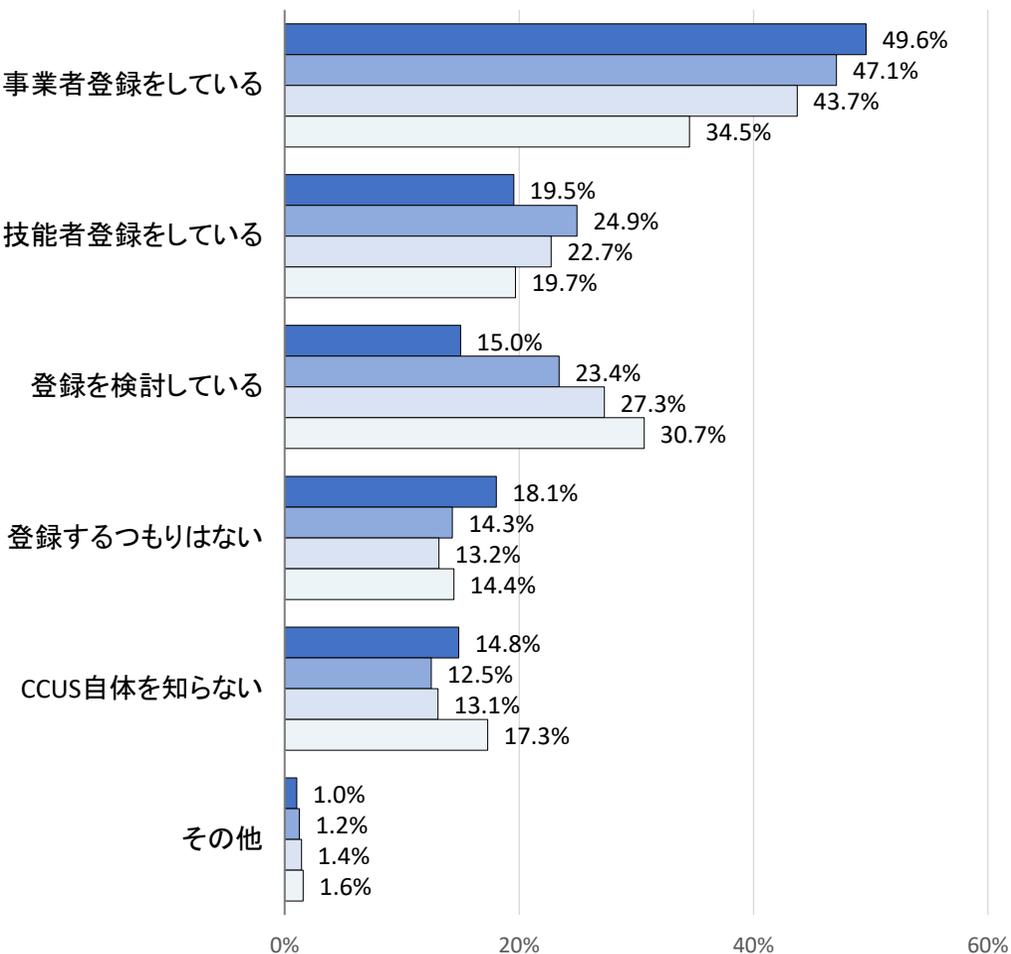
CCUSを現場で活用していない(出来ない)理由



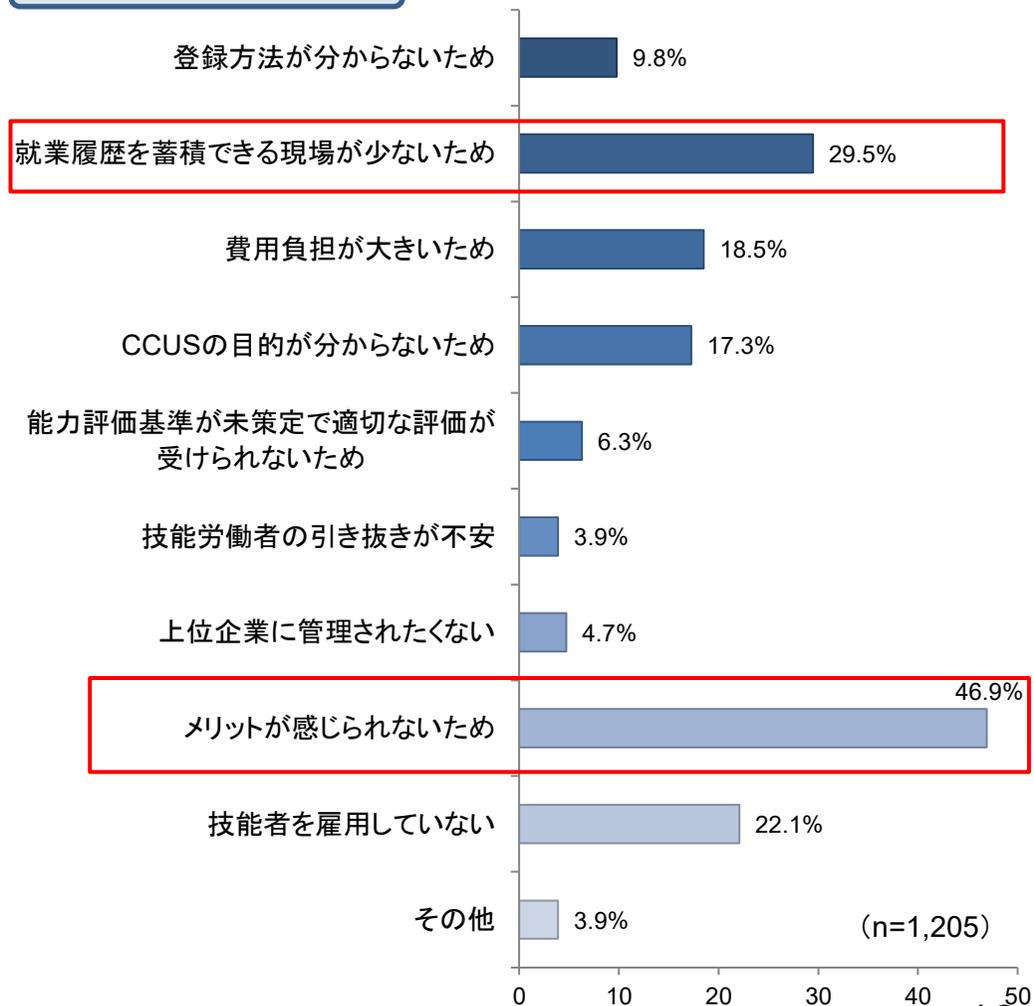
建設キャリアアップシステムへの登録状況

- 約5割の企業が事業者を、2割以上の企業が技能者を登録している。
- 「登録するつもりがない」と回答した理由については、「メリットが感じられない」が約5割、「就業履歴を蓄積できる現場が少ないため」が約3割程度。

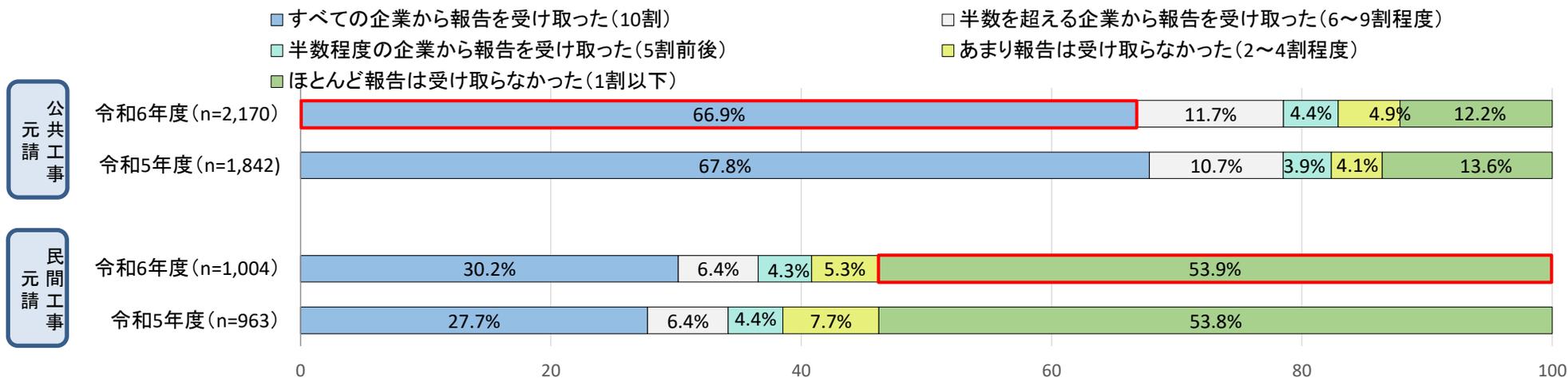
■ 令和6年度 (n=6,674) ■ 令和5年度 (n=5,529) ■ 令和4年度 (n=4,864) ■ 令和3年度 (n=5,155)



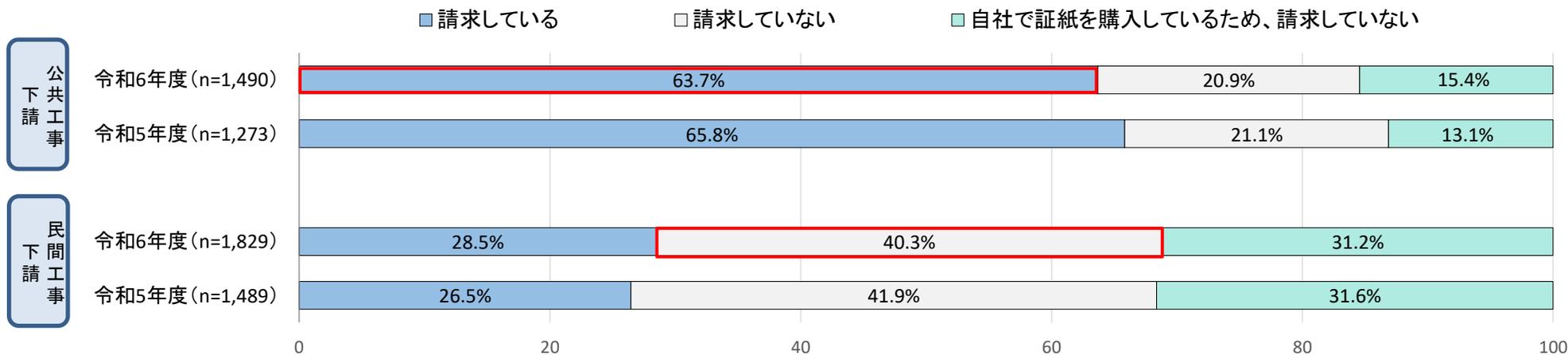
CCUSに登録しない理由



○ 就労実績報告の受取有無について、元請として請負った公共工事では、「すべての企業から受け取った」が6割を超えた。一方、民間発注工事では「ほとんど受け取らなかった」が5割を超え、就労実績報告が徹底されていない状況。



○ 発注先企業に対して就労実績報告を行い、建退共証紙の交付を請求している状況を見ると、下請として請負った公共工事では、「請求している」が6割を超えた。一方、民間発注工事では、「請求していない」が4割を占めている状況。



- ・標準見積書の活用等による労務費及び法定福利費の確保の推進について

<https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/content/001473224.pdf>

- ・社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン

<https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/content/001473651.pdf>

- ・建設工事標準請負契約約款について

https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000092.html

- ・建設業法遵守ガイドライン(元請・下請)

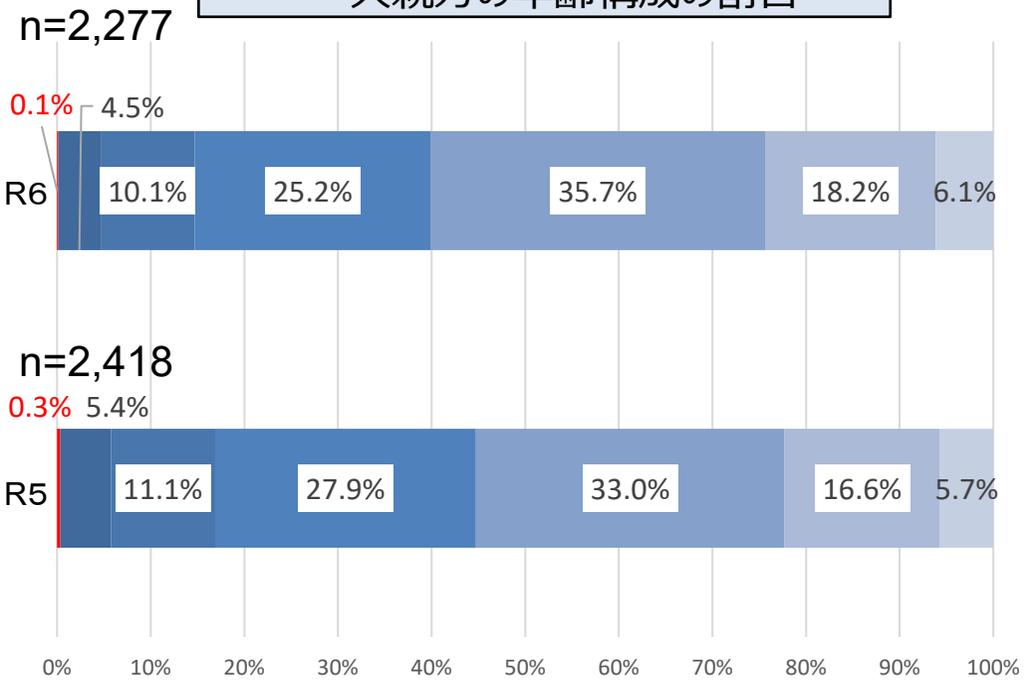
<https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/content/001765310.pdf>

| | |
|------|--|
| 調査対象 | 建設業の一人親方本人（従業員を雇用していない個人事業主を想定） |
| 調査方法 | ①CCUS処遇改善推進協議会の構成団体に対し、構成団体加盟企業から、取引する一人親方への調査協力依頼を要請 ②CCUSに技能者登録する一人親方への調査協力要請 |
| 調査期間 | 令和6年11月19日～令和6年12月20日 |
| 回答数 | 2,277件 ※回答があった2,868件から、従業員を雇用していない個人事業主の回答を抽出 |

一人親方の年齢・経験年数について

- 「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」において、実態が雇用労働者であるにもかかわらず、一人親方として仕事をさせていることが疑われる例として、「**年齢が10代の一人親方**」「**経験年数が3年未満の一人親方**」を挙げている。
- 「10代の一人親方」は**0.3% (R5)** から**0.1% (R6)** に減少。
- 「経験年数が3年未満の一人親方」は**3.1% (R5)** から**1.5% (R6)** に減少。

一人親方の年齢構成の割合



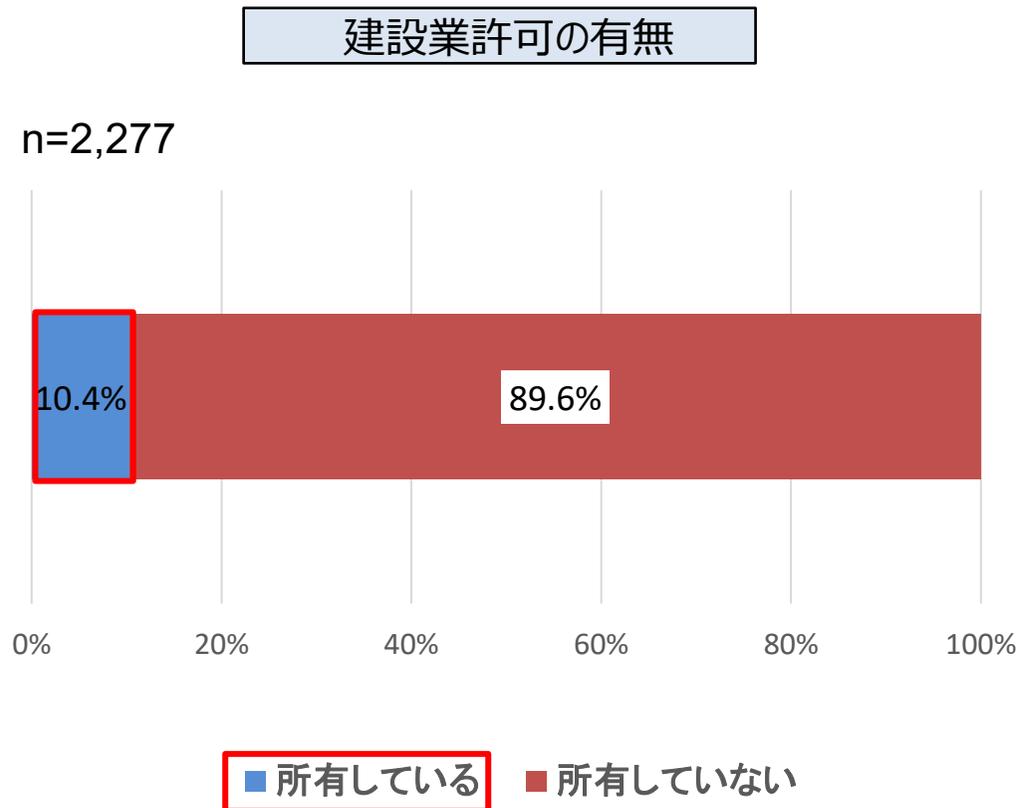
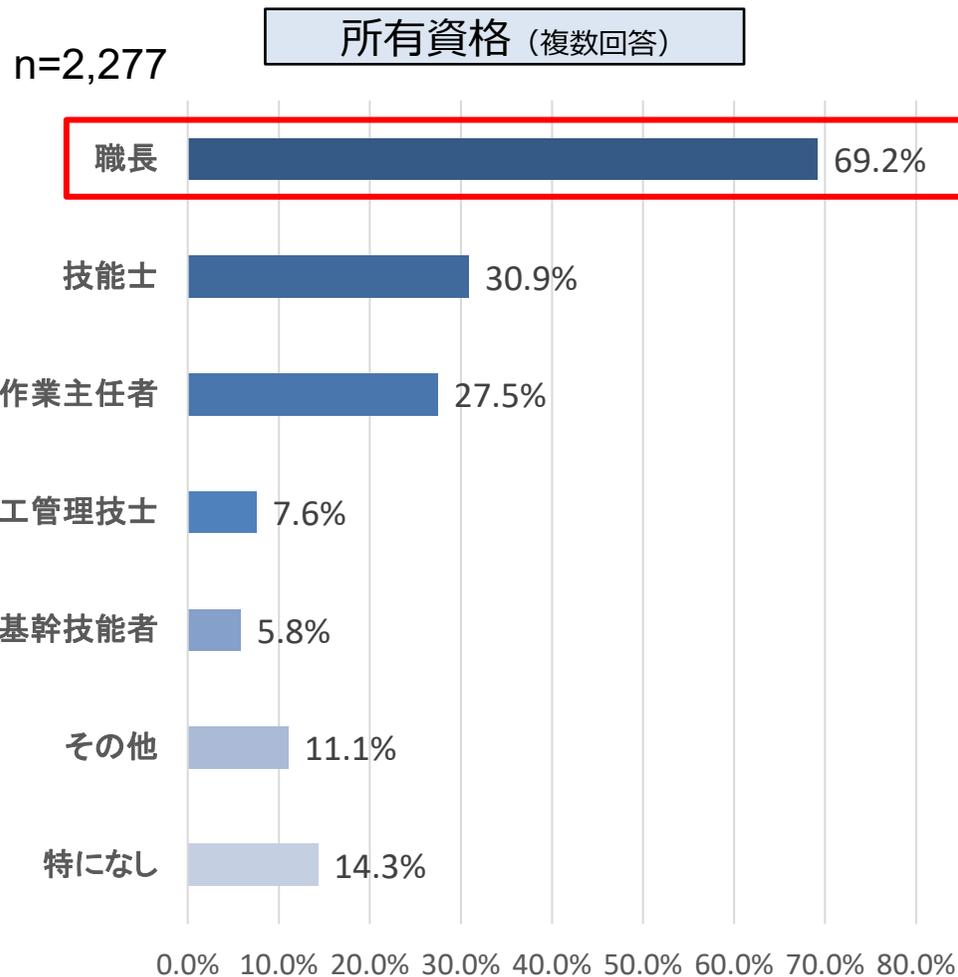
一人親方の経験年数の割合



- 19歳以下
- 20～29歳
- 30～39歳
- 40～49歳
- 50～59歳
- 60～69歳
- 70歳以上
- 3年未満
- 3～9年
- 10～19年
- 20～29年
- 30～39年
- 40～49年
- 50年以上

一人親方が所有している資格などについて

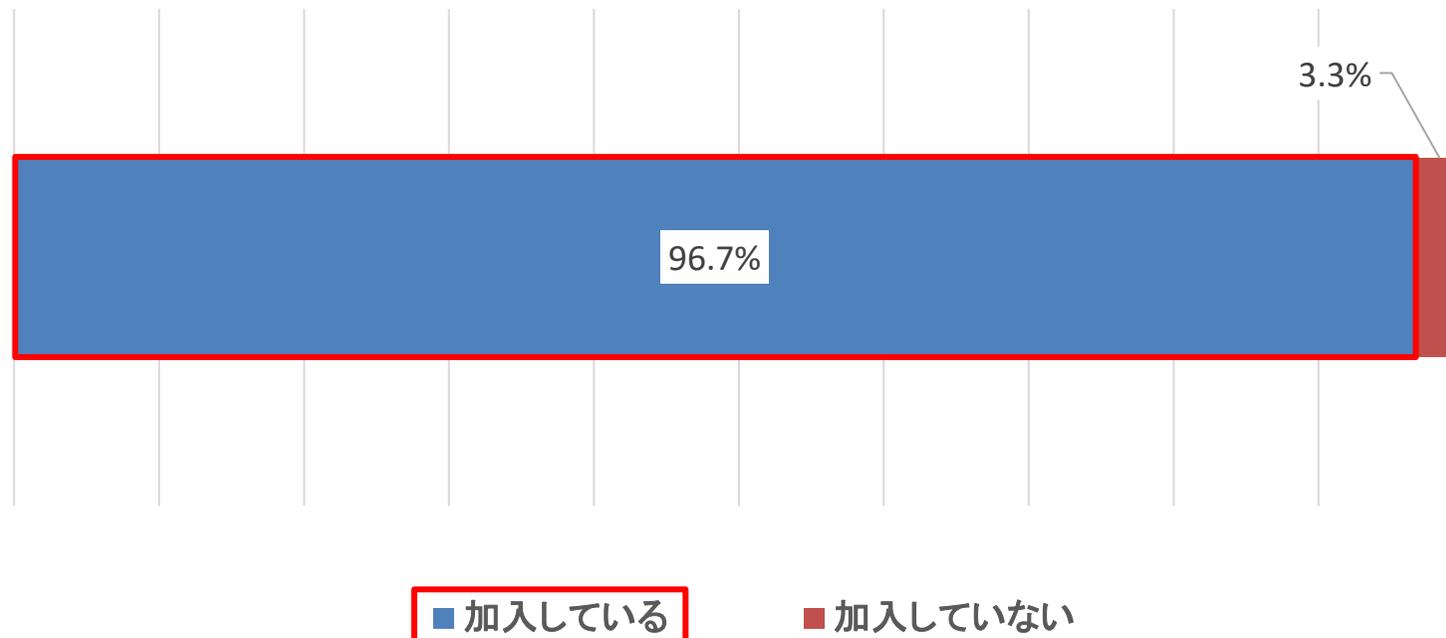
- 一人親方が所有している資格については、「職長」の69.2%が最多。
- 建設業許可については、10.4%の一人親方が建設業許可を受けている。



- 労災保険に特別加入している一人親方は**96.7%**であり、ほとんどの一人親方が特別加入している。

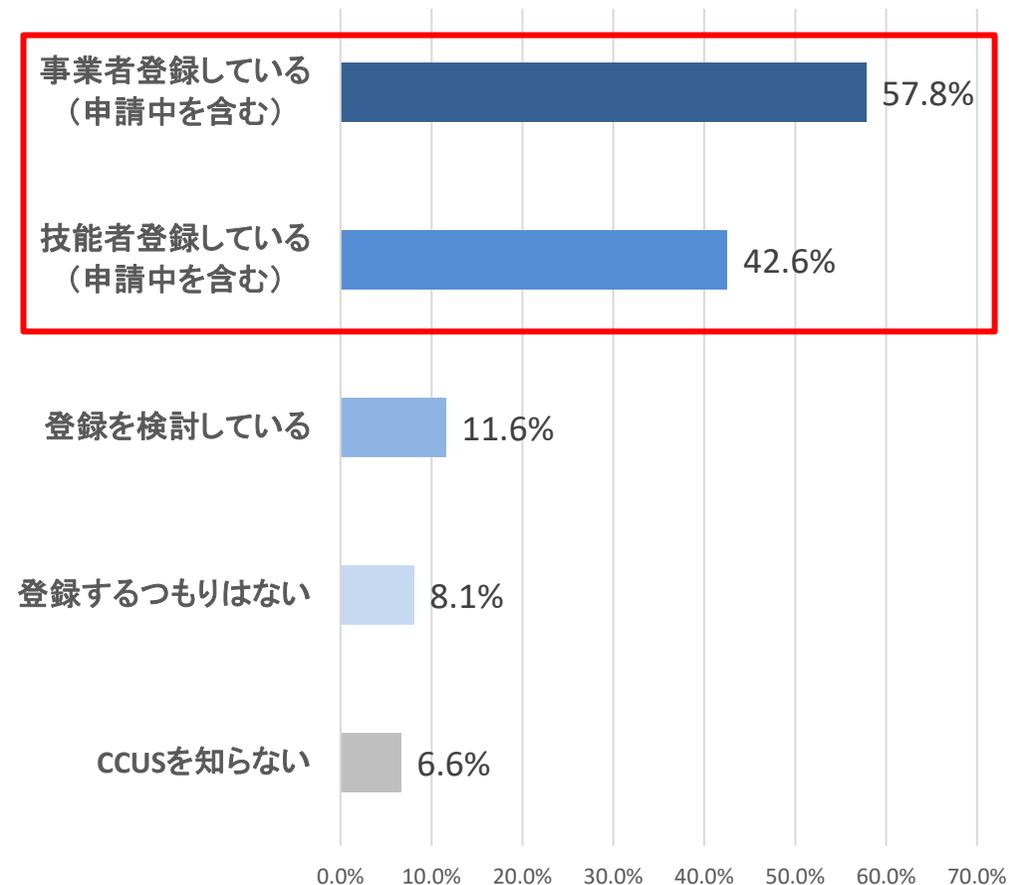
労災保険の特別加入の有無

n=2,277

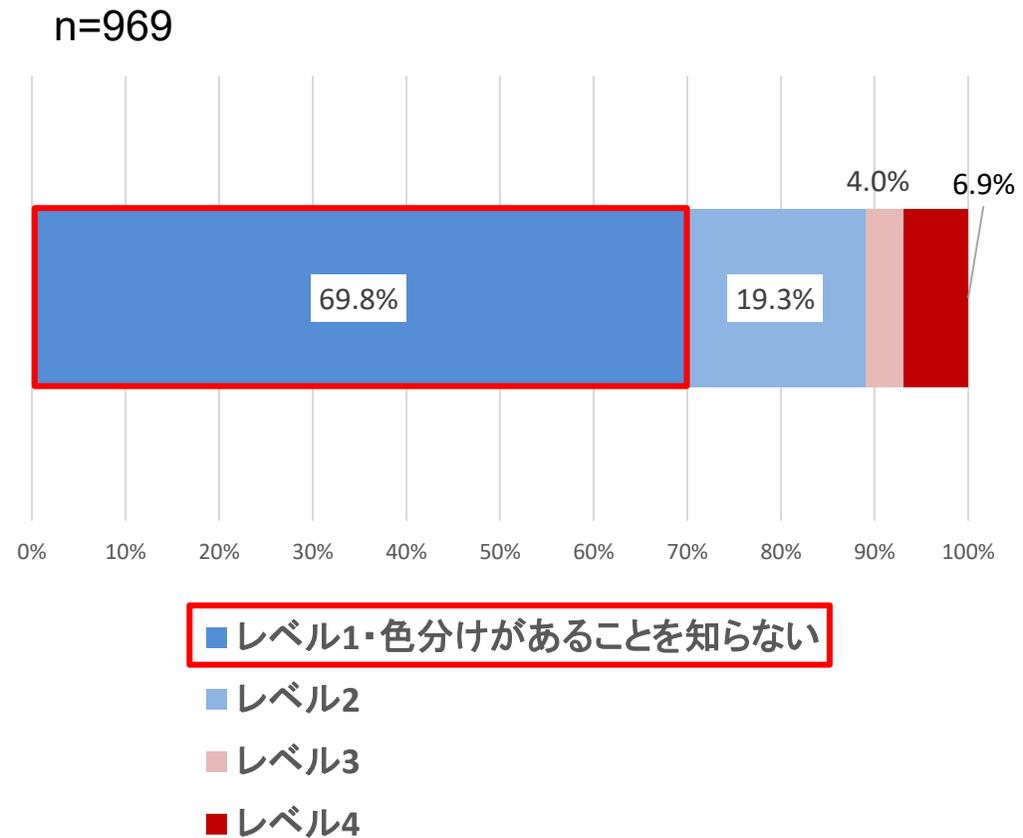


- CCUSに**事業者登録**している一人親方は57.8%、**技能者登録**している一人親方は42.6%。
- CCUS技能者レベルについて、「**レベル1**もしくは**色分け**があることを知らない」が69.8%と最多。

n=2,277 **CCUSの登録状況** (複数回答)

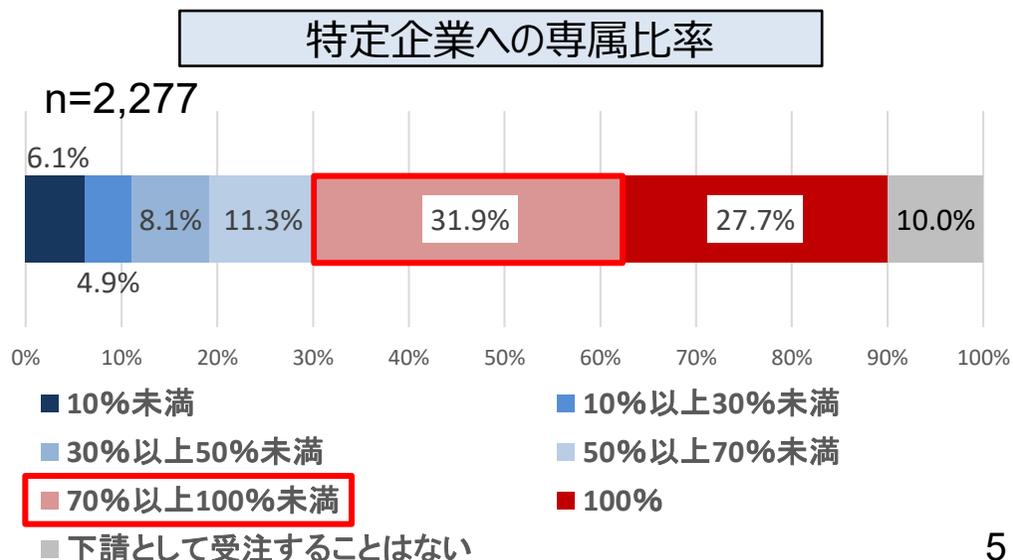
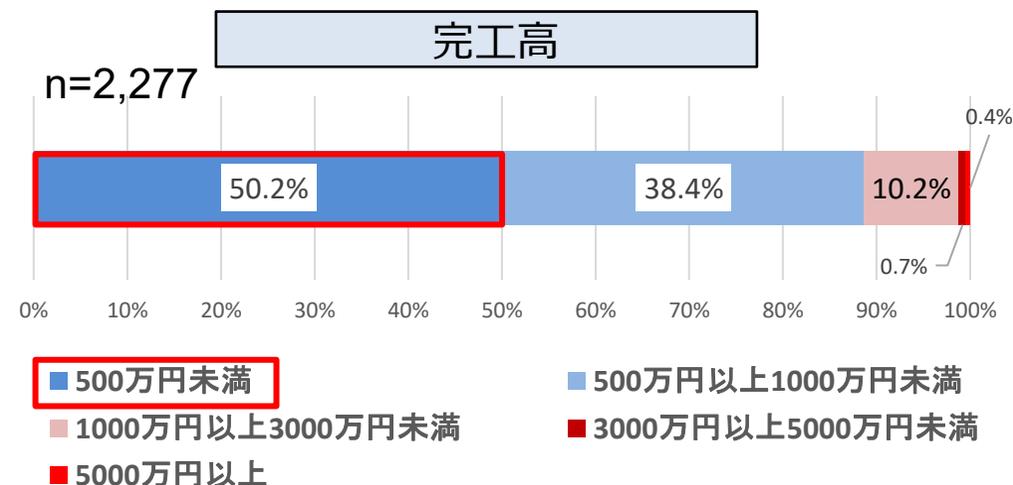
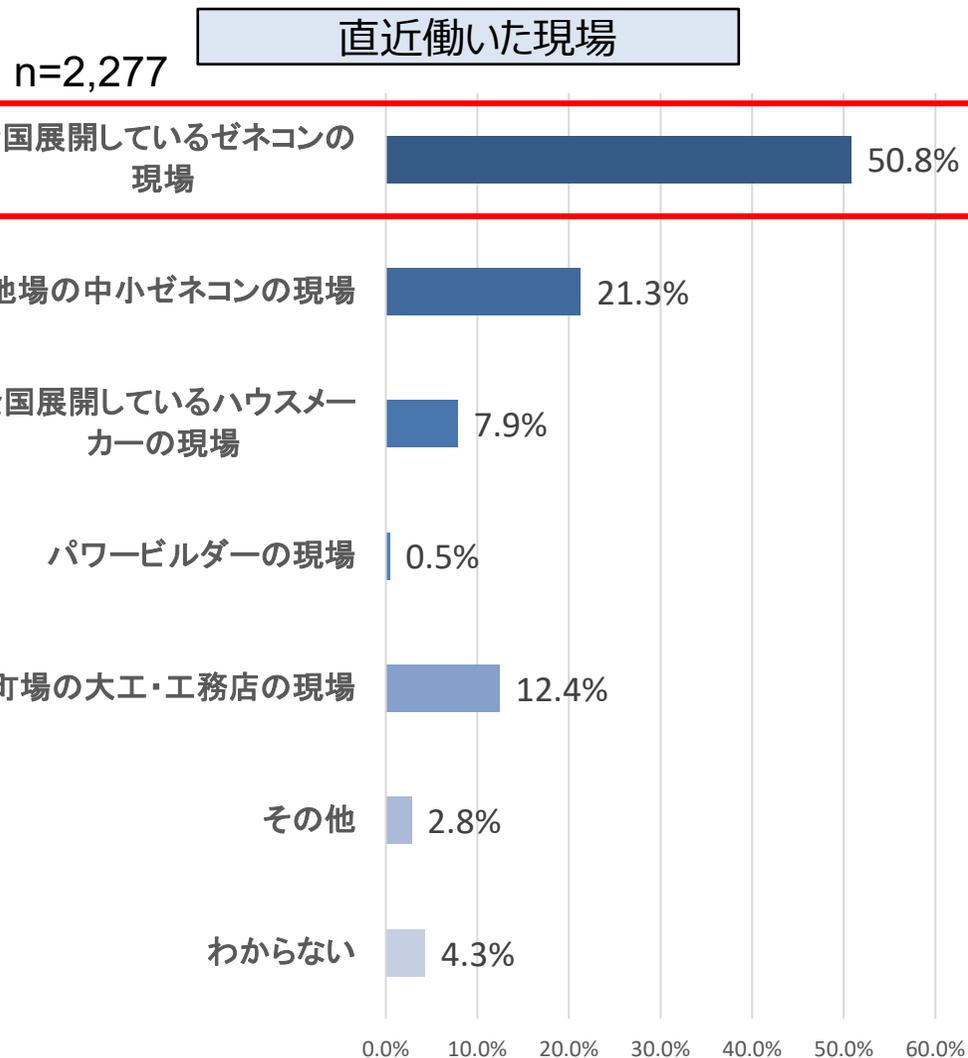


CCUS技能者レベル



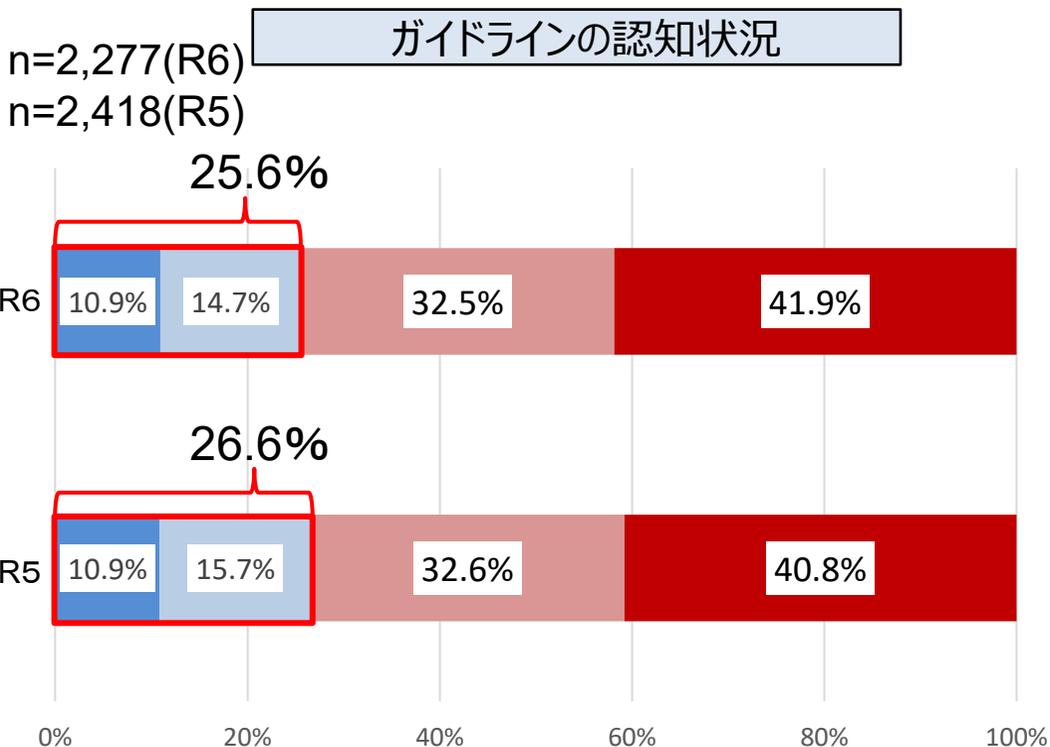
直近の現場、完工高、特定企業への専属比率について

- 直近働いた現場について、「全国展開しているゼネコンの現場」が50.8%と最多。
- 完工高について、「500万未満」が50.2%と最多。
- 特定企業への専属比率について、「70%以上100%未満」が31.9%と最多。

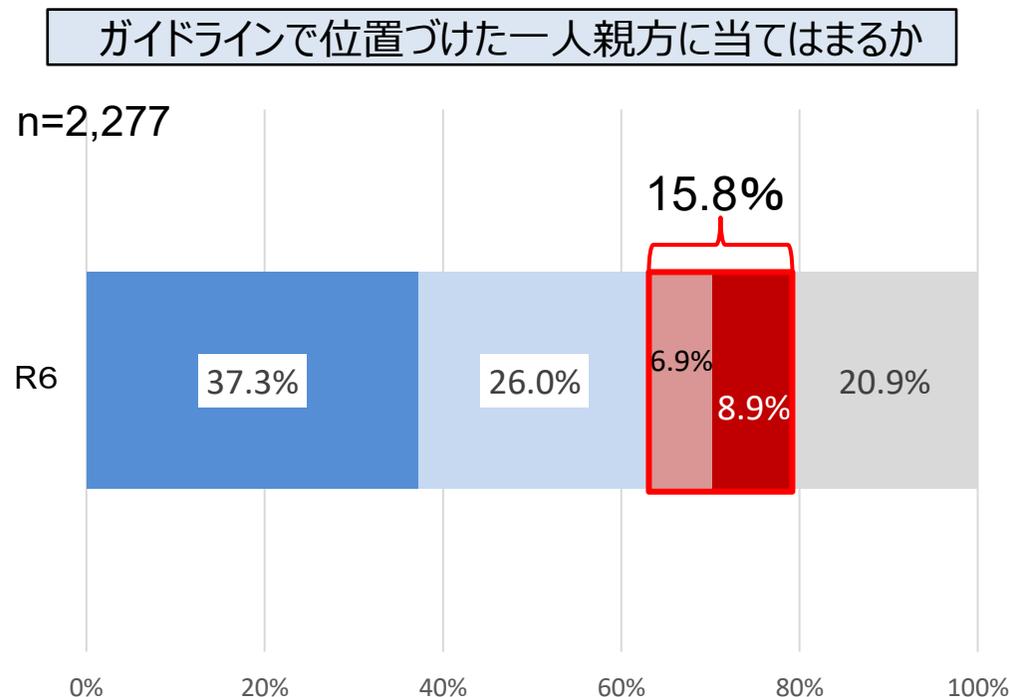


ガイドライン認知状況・ガイドラインで位置づけた一人親方について

- 「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」の認知状況については微減。
- ガイドラインにおいて位置づけた一人親方の姿（※）に当てはまるかについて、「どちらかと言えば当てはまらない」「当てはまらない」と回答した一人親方は合わせて15.8%。 ※「請け負った仕事を自らの技能と責任で完成できる個人事業主」とし、設問で経験10年以上、もしくは1級技能士の能力を有するものであること、と説明



- 内容について概ね知っている
- 内容について部分的に知っている
- あることは知っているが、内容は知らない
- あることを知らない

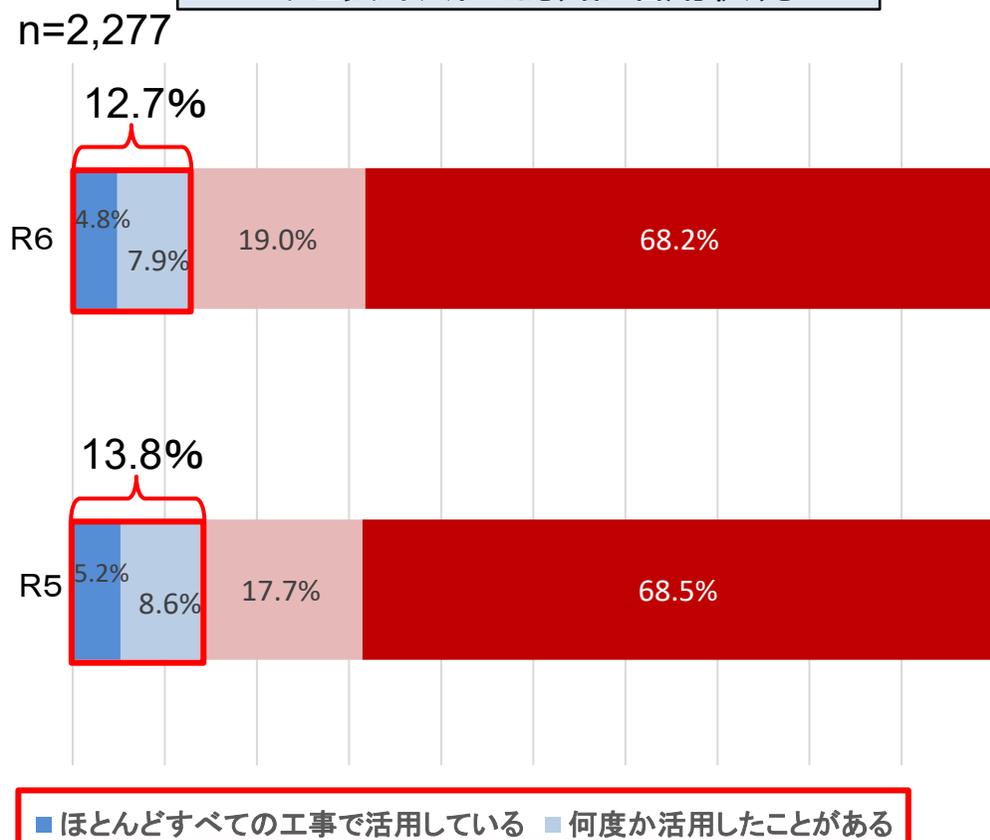


- ほぼ当てはまる
- どちらかと言えば当てはまる
- どちらかと言えば当てはまらない
- 当てはまらない
- わからない

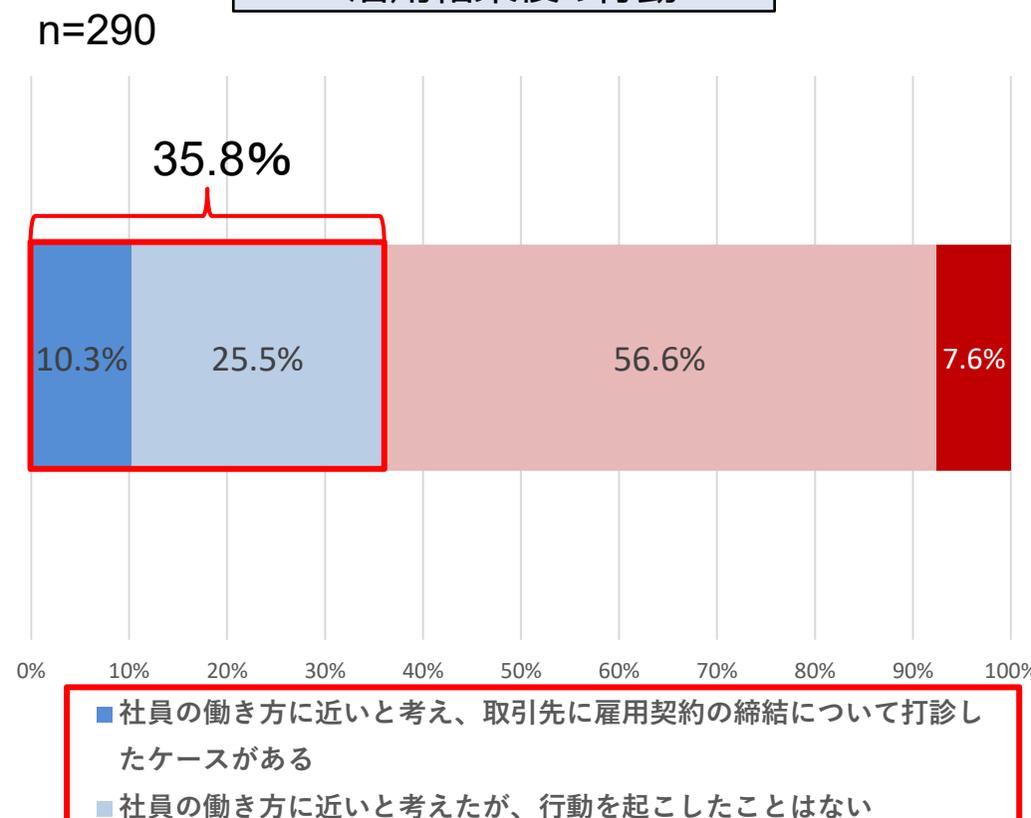
働き方自己診断チェックリストの活用状況について

- 「働き方自己診断チェックリスト」の認知状況は横ばいだが、活用状況（12.7%）は微減。
- 活用の結果、社員の働き方に近いと考えた一人親方は35.8%、取引先に雇用契約の締結について打診している一人親方は10.3%。

チェックリストの認知・活用状況



活用結果後の行動



■ 活用したことはないが、知っている ■ 知らない

■ 一人親方の働き方に近いと考え、継続して一人親方として働くことにした
■ その他

- 「働き方の自己診断チェックリスト」の8項目の実態調査では、仕事の裁量が低い一人親方が一定数確認されたが、全般的に前回調査（R5）より改善傾向にある。
- 「仕事の依頼を断る自由がある」と回答した一人親方は約7割の一方、「仕事の配分や進め方を自分で決められる」や「就業時間を自分で決められる」と回答した一人親方は半数にも満たない。

【チェックリスト8項目】

【POINT1 依頼に対する諾否】

仕事の依頼を断る自由がある(R6)
 仕事の依頼を断る自由がある(R5)

n=2,277 (R6)

n=2,418 (R5)



【POINT2 指揮系統】

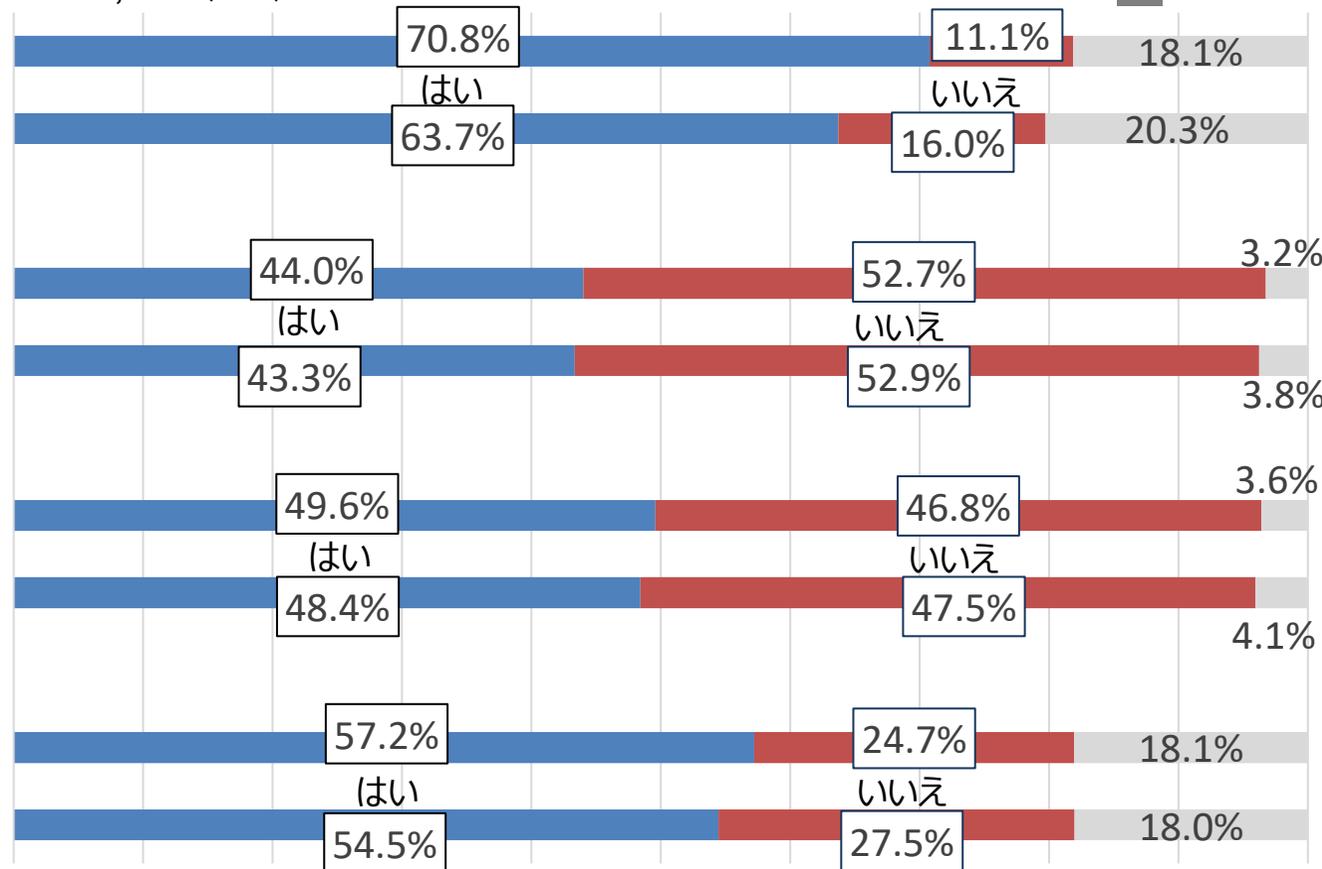
仕事の配分や進め方を自分で決められる(R6)
 仕事の配分や進め方を自分で決められる(R5)

【POINT3 拘束性】

就業時間を自分で決められる(R6)
 就業時間を自分で決められる(R5)

【POINT4 代替性】

代役を立てられる(R6)
 代役を立てられる(R5)



※「みんなで目指すクリーンな雇用・クリーンな請負の建設業界(働き方の自己診断チェックリストはリンク先2ページ目)」

<https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/content/001618573.pdf>

○POINT 8「他社への業務へ従事できる」と回答した一人親方は約 6 割だが、POINT 5～7 については仕事の裁量の高い回答を選択した一人親方は 4 割にも満たない。

n=2,277 (R6) n=2,418 (R5)

← 高い 仕事の裁量 低い →

■ わからない ■ その他

【POINT5 報酬の労務対償性】

報酬の決められ方(R6)



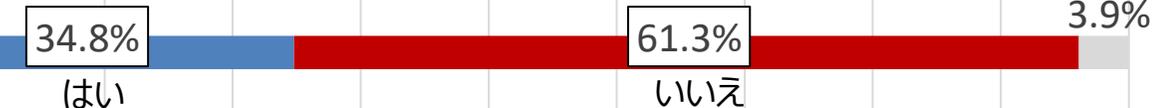
出来高見合い 日給など

報酬の決められ方(R5)



【POINT6 資機材等の負担】

材料・資機材等の多くを自分で用意する(R6)



はい いいえ

材料・資機材等の多くを自分で用意する(R5)



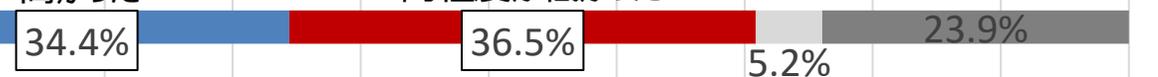
【POINT7 報酬の額】

同種の雇用労働者との報酬の比較(R6)



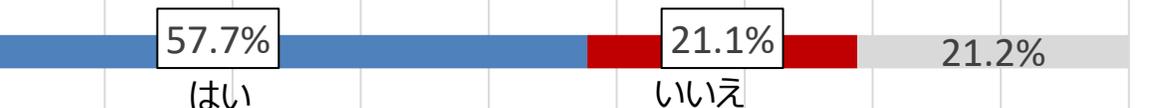
高かった 同程度か低かった

同種の雇用労働者との報酬の比較(R5)



【POINT8 専属性】

他社への業務へ従事できる(R6)



はい いいえ

他社への業務へ従事できる(R5)



※「みんなで目指すクリーンな雇用・クリーンな請負の建設業界(働き方の自己診断チェックリストはリンク先2ページ目)」

一人親方になるメリット・デメリットについて①

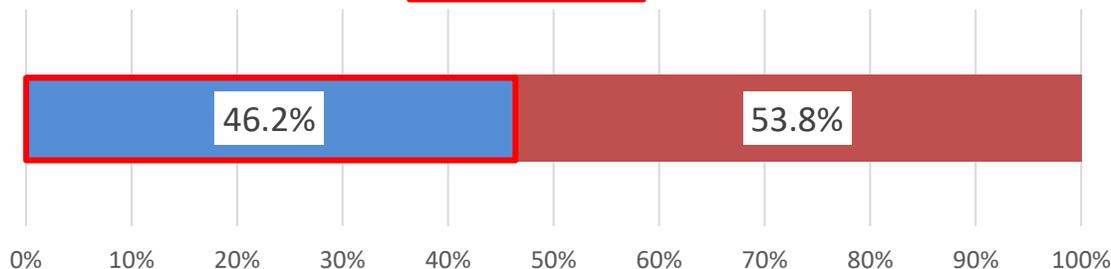
- 一人親方になる前に、一人親方になるメリット・デメリットを調べた人は46.2%。
- 想定していたメリットとして、「好みに応じて仕事を選べる」が60.7%と最多。続いて、「高い報酬が得られる」が53.0%。
- 想定していたデメリットとして、「収入が不安定」が72.6%と最多。「休みを取ると収入が減る」が59.7%、「確定申告等の事務手続きが煩雑」が54.7%と続く。

一人親方になる前に
メリット・デメリットを調べたか

n=2,277

■ 調べた

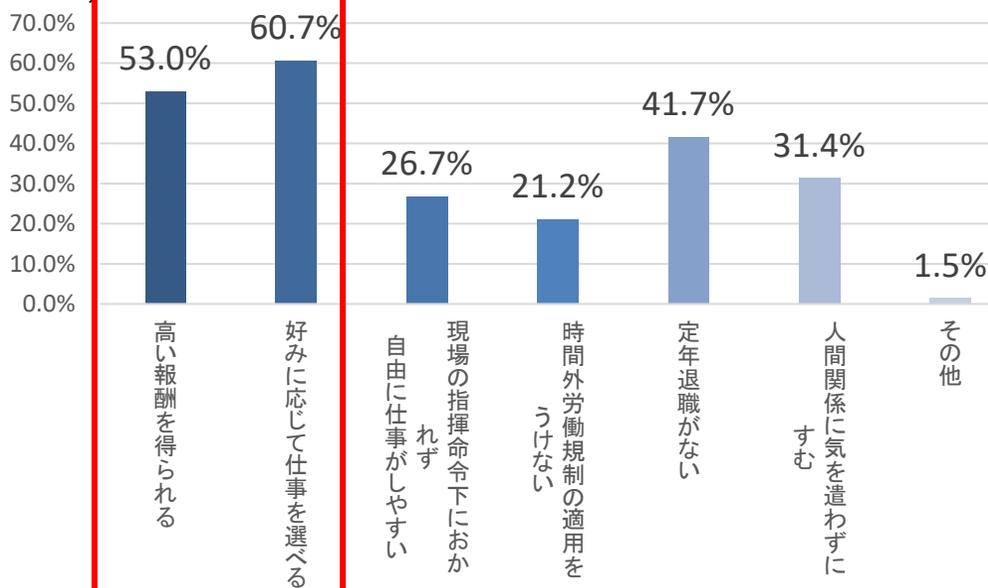
■ 調べなかった



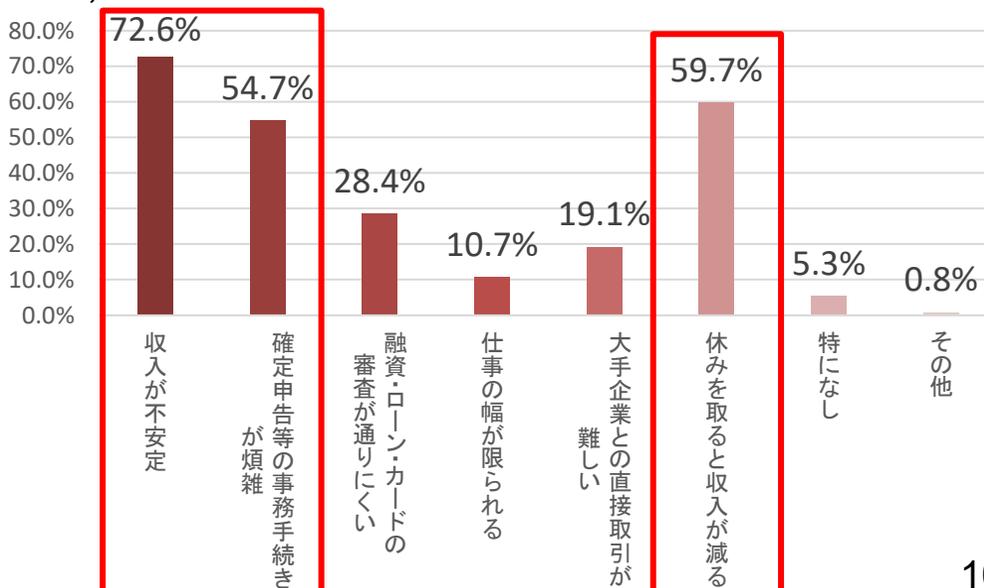
想定していたメリット (複数回答)

想定していたデメリット (複数回答)

n=1,051



n=1,051

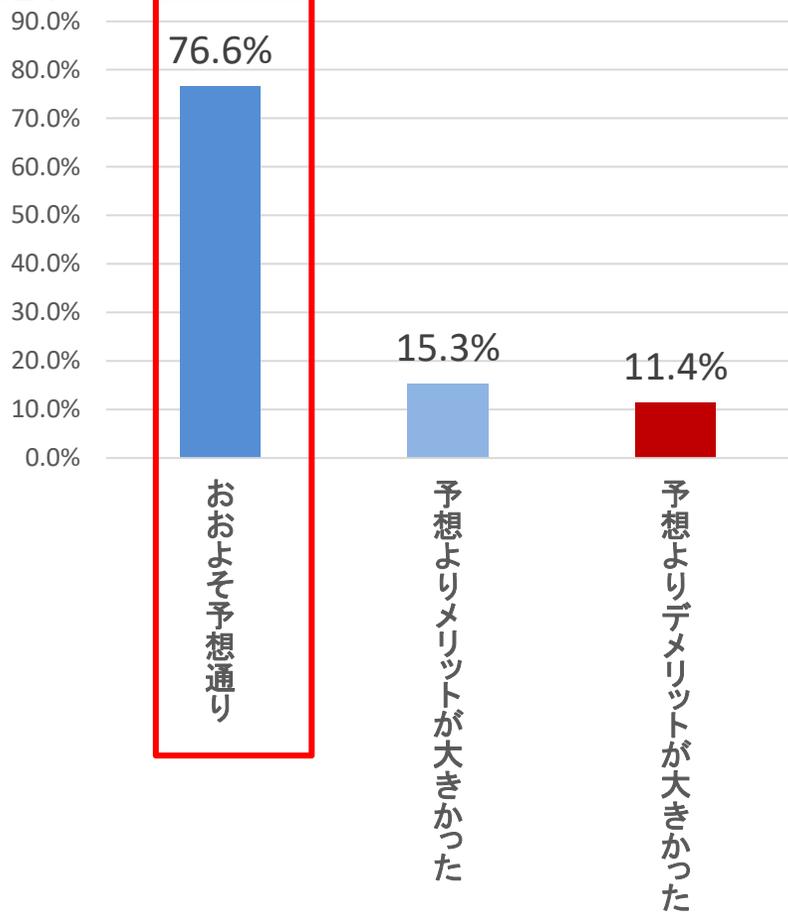


一人親方になるメリット・デメリットについて②

- 一人親方になる前に想定していたメリット・デメリットについて、「おおよそ予想通り」が76.6%。
- 「想定よりメリットが大きかった」として自由記述を求めたところ、大きく3つ（収入の増加、仕事の自由度の増加、時間的な自由度の増加）に分類された。
- 「想定よりデメリットが大きかった」として自由記述を求めたところ、大きく2つ（収入の減少、経費の負担増加）に分類された。

想定していたメリット・デメリットとの違い（複数回答）

n=1,324



想定よりメリットが大きかった

- 収入の増加
 - ・こなす仕事が多いと収入が増える
- 仕事の自由度の増加
 - ・金額などの細かい条件を自分で直接交渉できる
- 時間的な自由度の増加
 - ・仕事と休みの予定を自由に決められる
- その他
 - ・定年退職がない
 - ・人間関係を気にしなくてよい

想定よりデメリットが大きかった

- 収入の減少
 - ・仕事がない月は収入が減る
 - ・怪我をしたときに収入が大幅に減る
- 経費の負担増加
 - ・納める税金の種類と金額が多い
 - ・想定しているよりも経費が多くかかった
- その他
 - ・福利厚生がなく不安
 - ・全て自己責任という責任の重さ

希望する就業形態とその理由について

- 希望する就業形態について、「今後も一人親方として働きたい」一人親方は65.9%。一人親方として働く理由として、「好みの仕事を選べる」が65.3%と最多。
- 一方で、「できれば雇用労働者として働きたい」一人親方は6.7%。雇用労働者として働きたい理由として、「安定した収入が得られる」が69.1%、「福利厚生を受けられる」が62.5%と多い。
- 一人親方として働く理由から、「取引先から一人親方として働くように言われている」一人親方の存在も確認された。

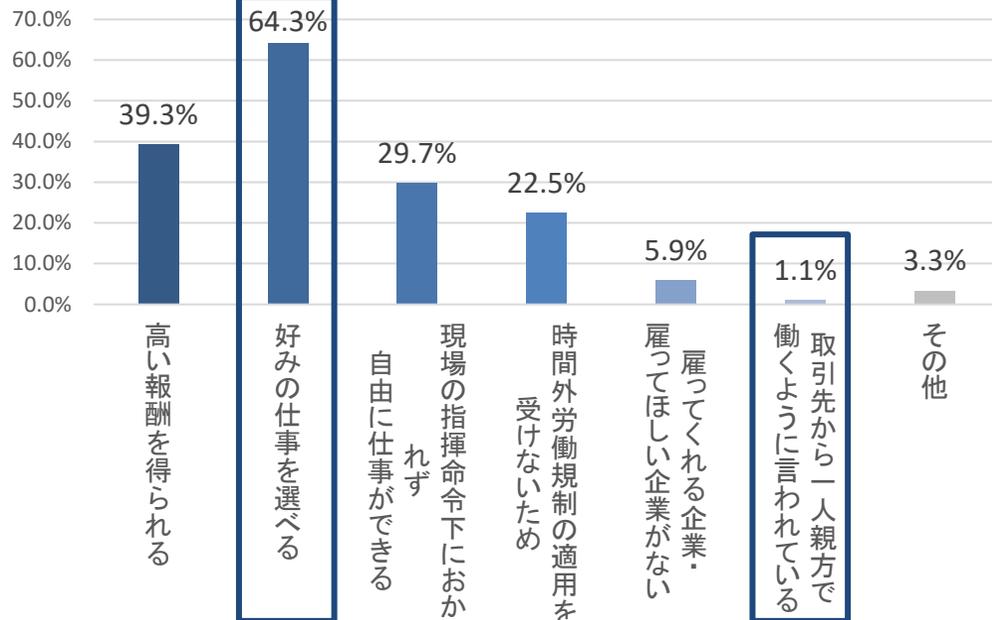
希望する就業形態

n=2,277



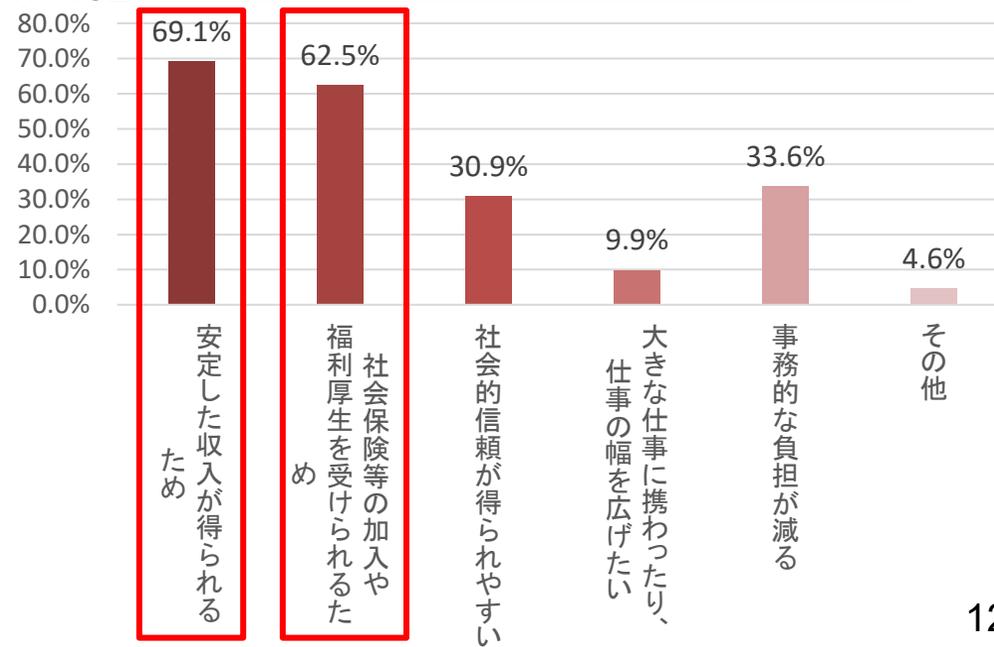
一人親方として働く理由 (複数回答)

n=1,500

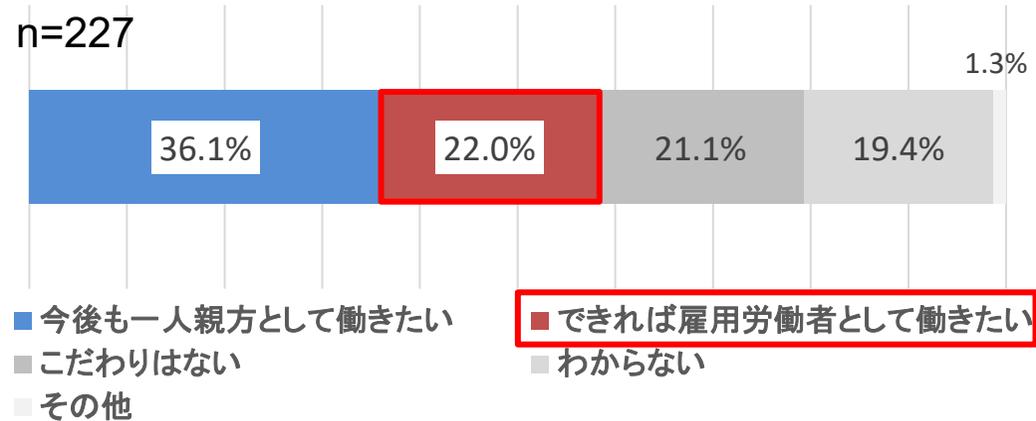
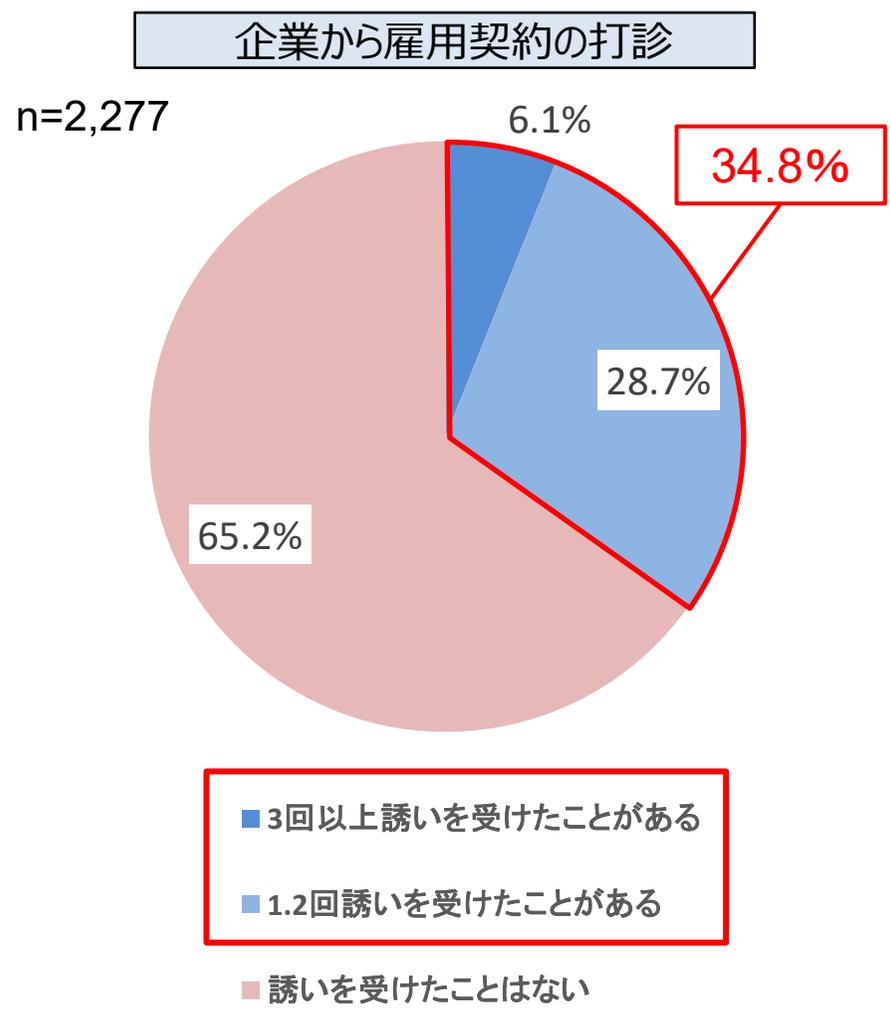
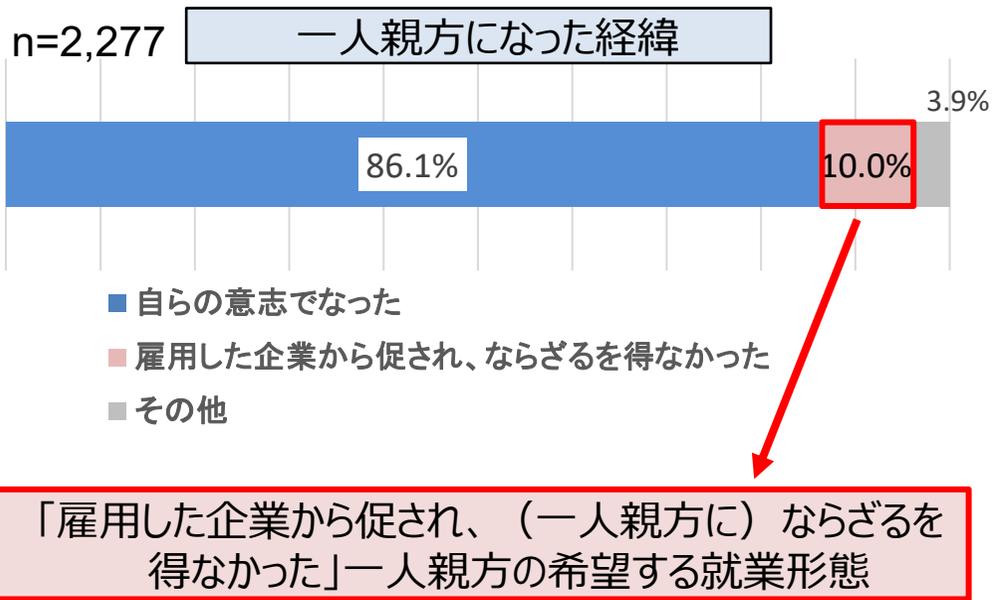


雇用労働者として働きたい理由 (複数回答)

n=152



- 一人親方になった経緯として、「自らの意思でなった」一人親方は86.1%。一方で「雇用した企業から促され、（一人親方に）ならざるを得なかった」一人親方も10.0%確認された。
- 「雇用した企業から促され、（一人親方に）ならざるを得なかった」一人親方のうち、「できれば雇用労働者として働きたい」と回答した一人親方は22.0%。
- 企業から1回でも雇用契約を打診されたことがある一人親方は34.8%。

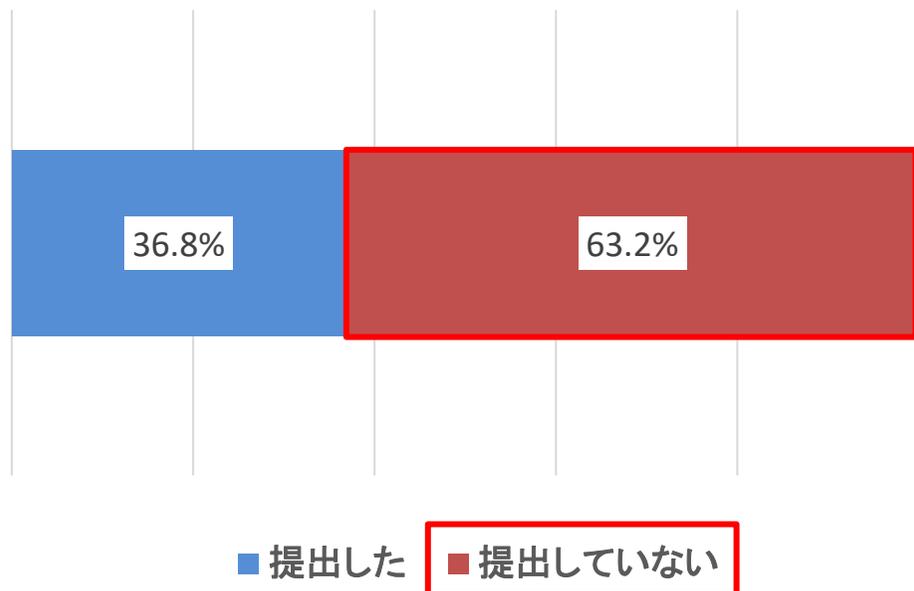


見積書の提出状況について

- 工事を請け負う前に、見積書を提出していない一人親方は63.2%。
- 見積書を提出しない理由として、「提出する習慣がない」が67.8%と最多。続いて「提出するよう指示がなかった」が26.0%。

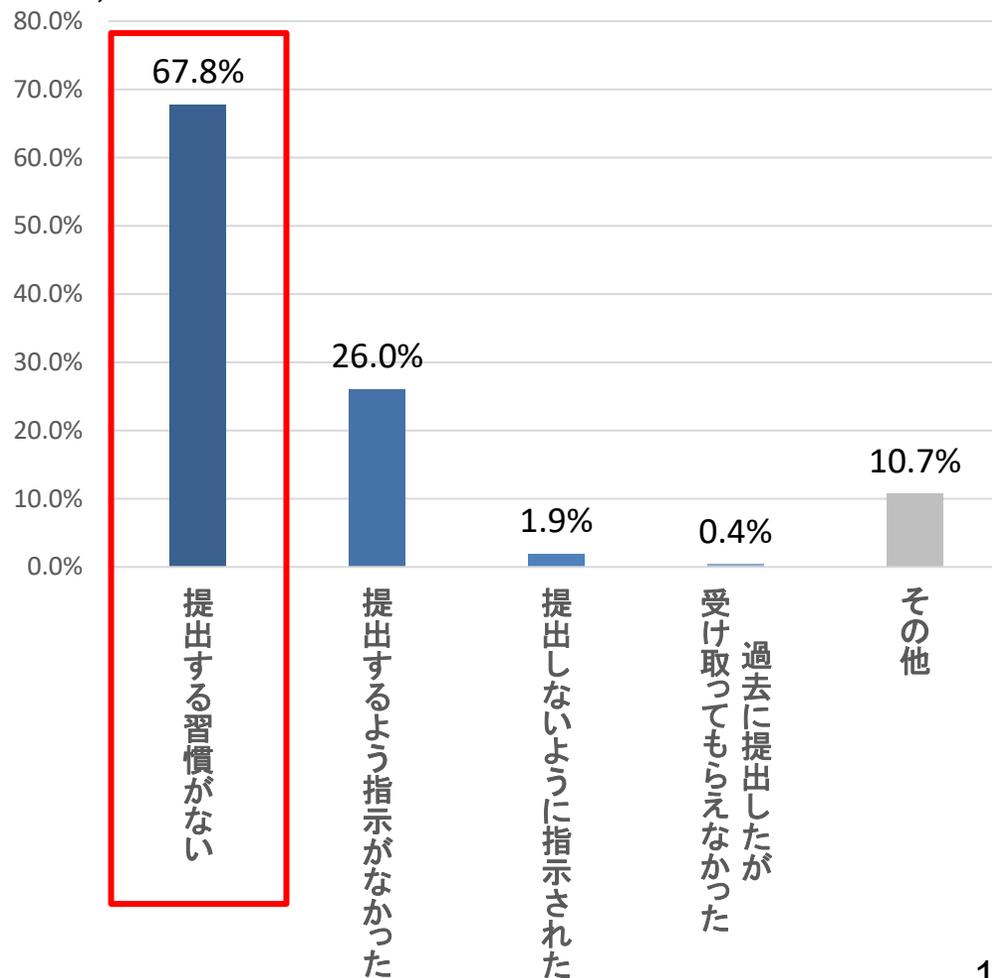
n=2,277

見積書の提出状況

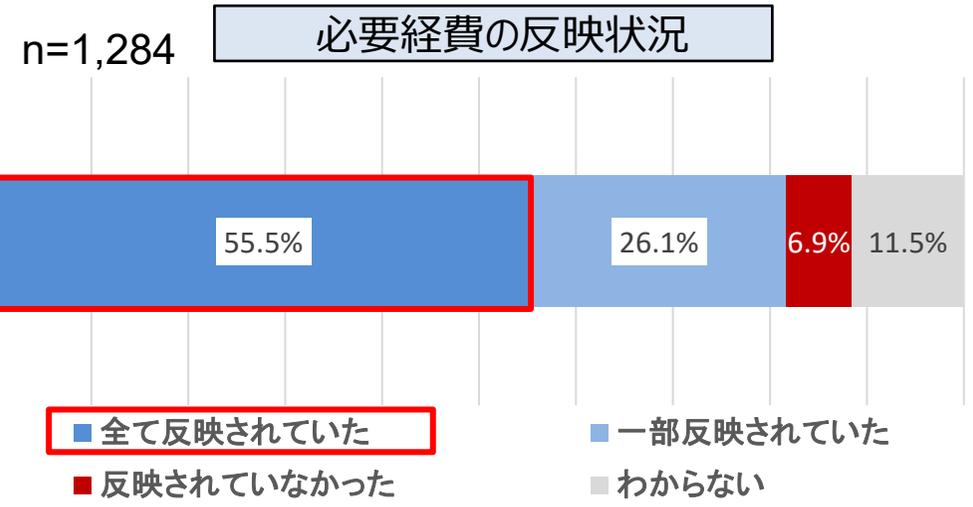
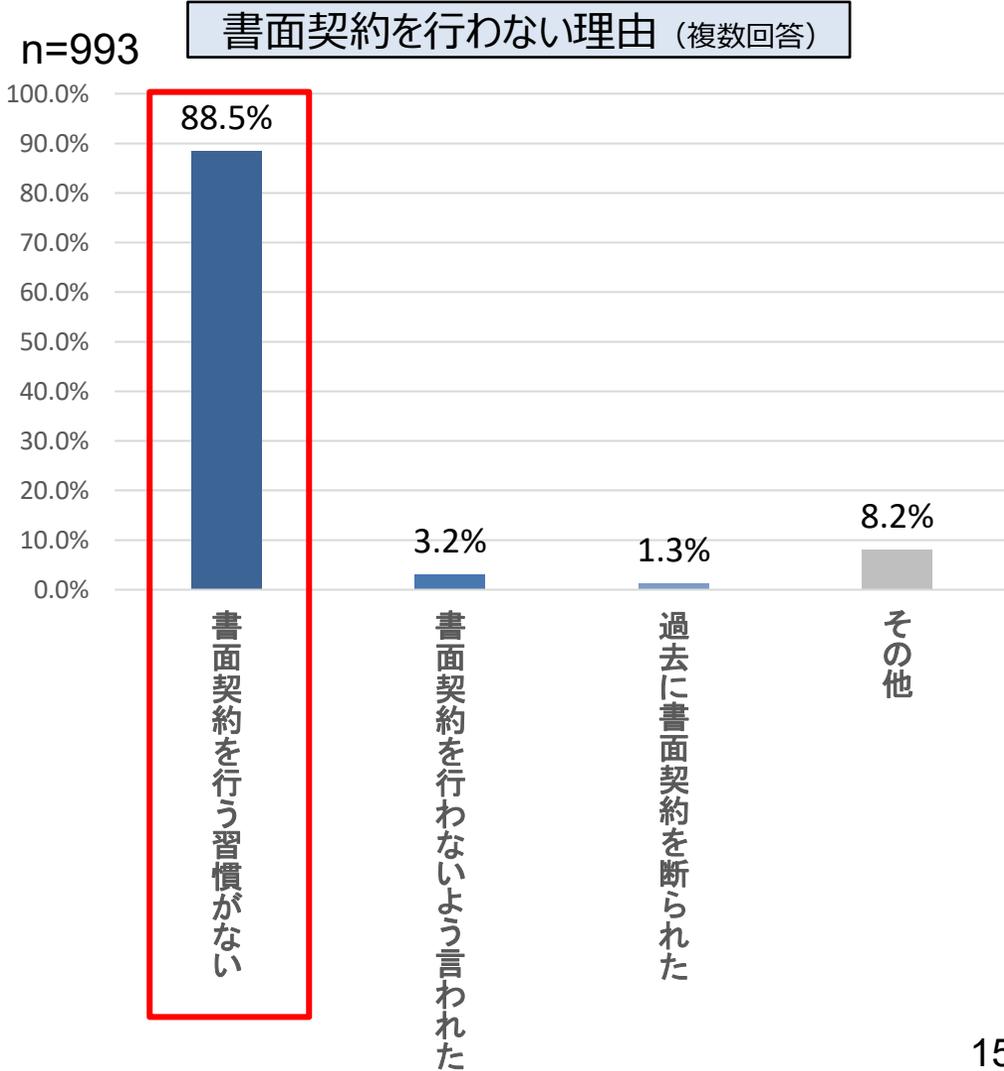
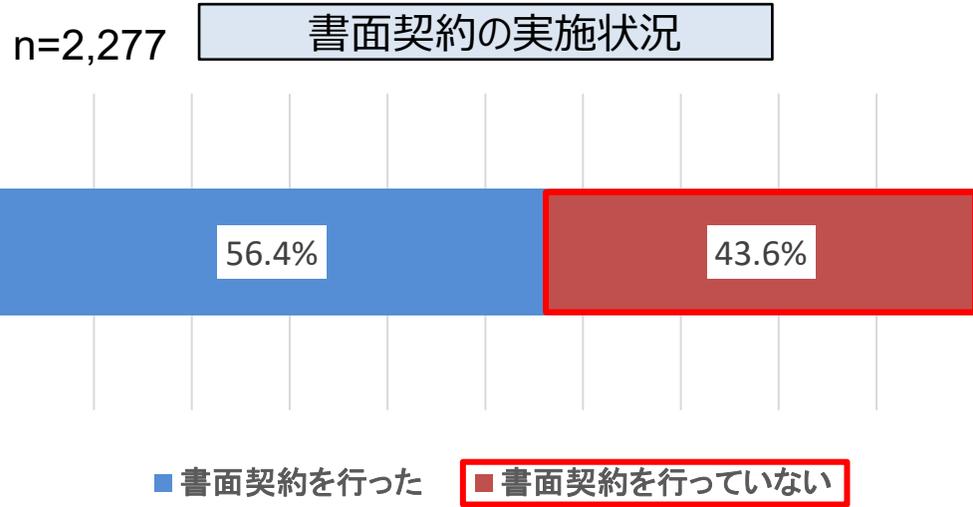


見積書を提出しない理由 (複数回答)

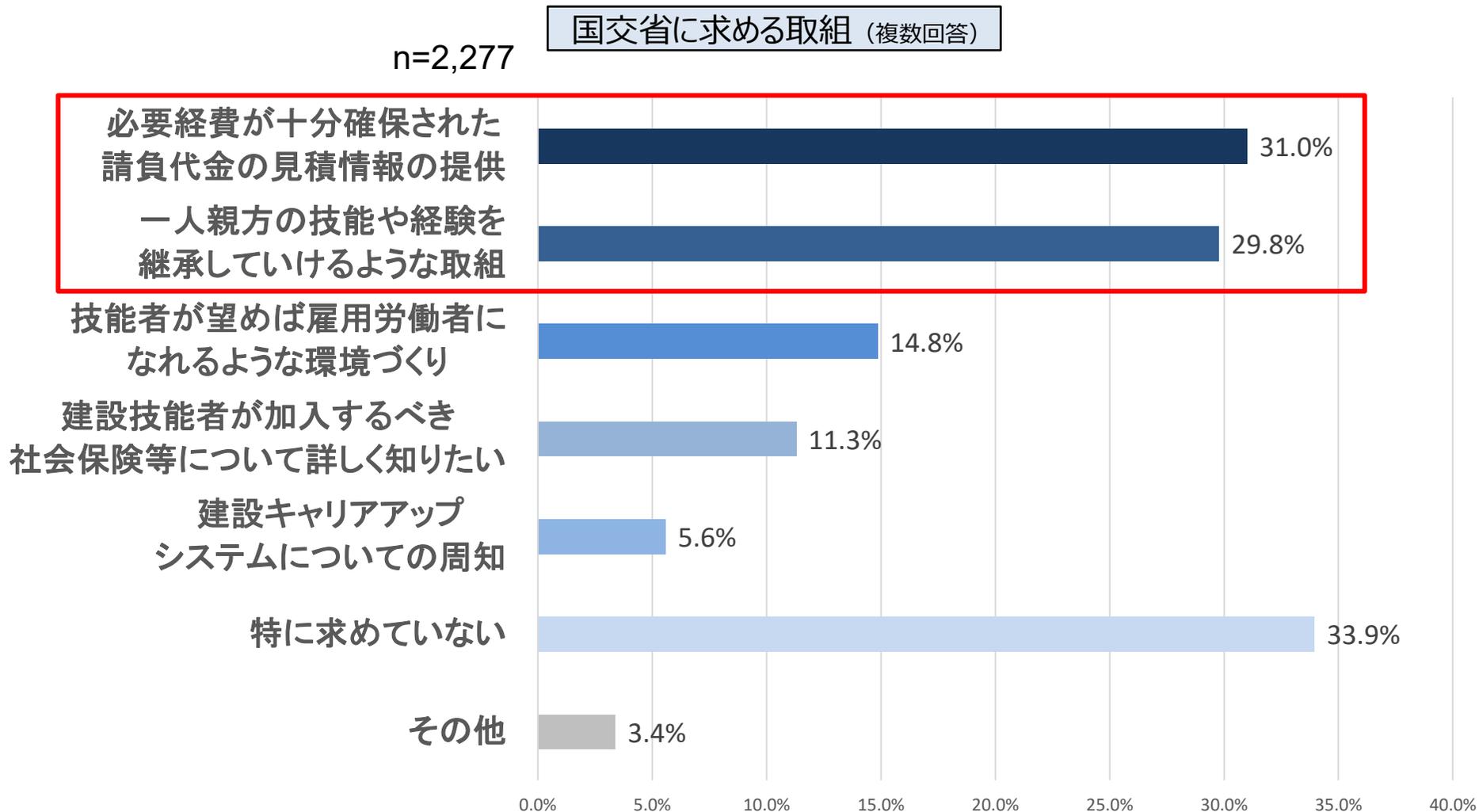
n=1,438



- 工事を請け負う際に、書面契約を行っていない一人親方が43.6%。
- 書面契約を行った一人親方の請負代金に必要経費が「すべて反映されていた」は55.5%。
- 書面契約を行わない理由として、「書面契約を行う習慣がない」が88.5%と最多。



- 「一人親方が国土交通省に求める取組」として、「必要経費が十分確保された請負代金の見積情報の提供」が31.0%、「一人親方の技能や経験を継承していけるような取組」が29.8%と続く。



調査の実施概要について

実施期間：令和7年1月14日（火）～令和7年2月7日（金）

調査依頼先：都道府県、指定都市、特別区及び国交省が指定する市（全421団体）

※市については、令和2年度国勢調査において、人口10万人以上の市及びその他の市で、各ブロック（北海道、東北、関東、北陸、中部、近畿、中国、四国、九州・沖縄）がごとにおける人口の上位10団体。

調査対象：各団体が発注する建設工事における、建退共制度の履行確認状況等

調査方法：Microsoft Formsアンケート機能（利用が困難な団体はExcel形式の調査票を提出）

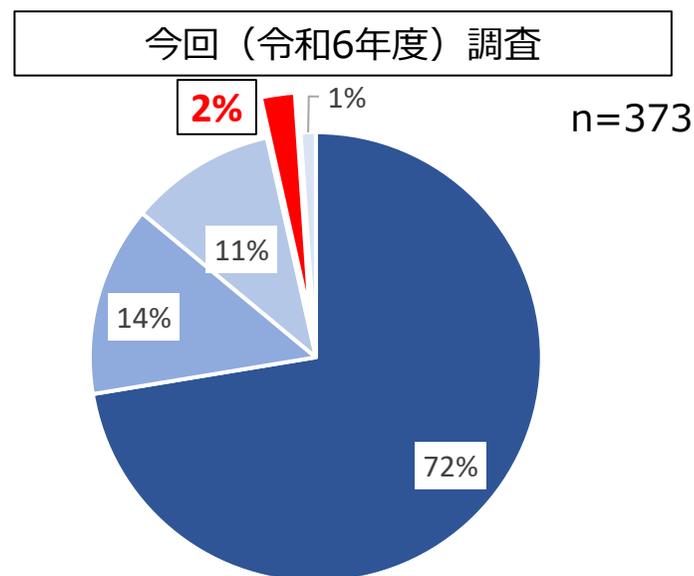
回答数等について

| | 対象数 | 回答数 |
|-------|-----|------------|
| 都道府県 | 47 | 44 |
| 指定都市 | 20 | 20 |
| 特別区・市 | 354 | 309 |
| 合計 | 421 | 373 |

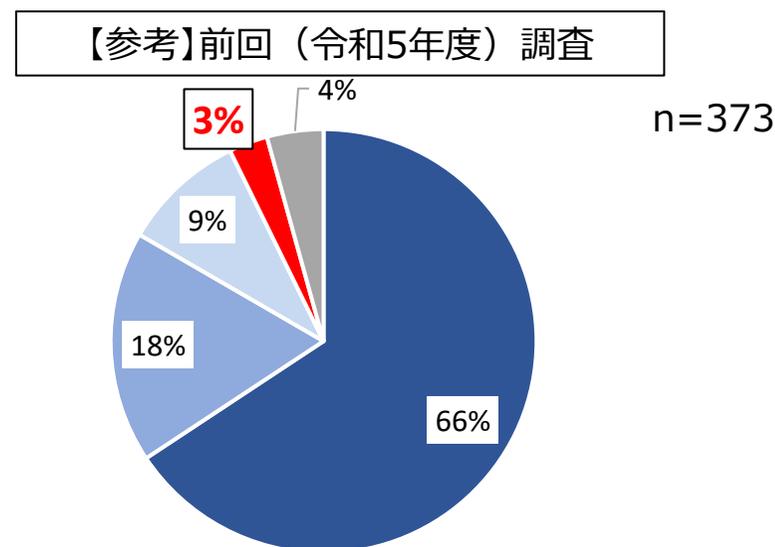
「建設業退職金共済制度の適正履行の確保について」において、工事契約を締結した場合においては、掛金収納書提出用台紙に貼付した掛金収納書を、当該工事を受注した元請事業主から提出させ、記載内容の確認を行うよう求めている。

- 受注者に対して、**掛金収納書提出用台紙に貼付した掛金収納書を提出させている機関は72%**（前回（R5年度）は66%）。
証紙購入状況の確認のために**特に書類を提出させていない機関は2%**であり、**前回（R5年度）調査時の3%から減少し、改善。**

【問】工事契約を締結した場合において、建退共の**証紙購入状況の確認用として、受注者に提出させている書類**を選んでください（回答は一つ）。



- 1. 掛金収納書提出用台紙に貼付した掛金収納書
- 2. 掛金収納書のみ
- 3. 独自に定める様式
- 4. 特に提出させていない
- 5. その他

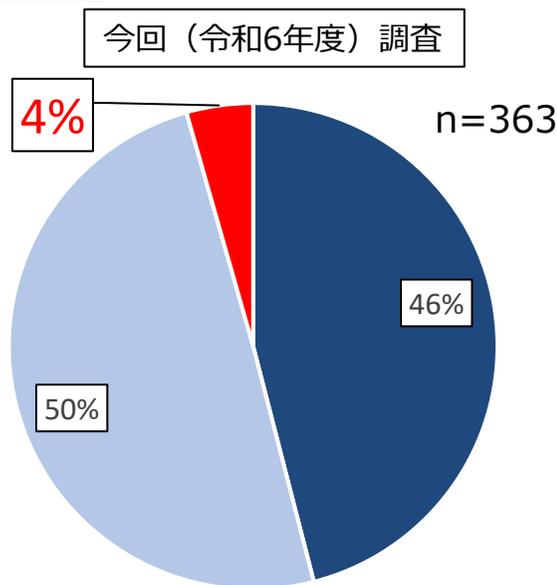


- 1. 掛金収納書提出用台紙に貼付した掛金収納書
- 2. 掛金収納書のみ
- 3. 独自に定める様式
- 4. 特に提出させていない
- 5. その他

「建設業退職金共済制度の適正履行の確保について」において、工事契約を締結した場合においては、掛金収納書提出用台紙に貼付した掛金収納書を、当該工事を受注した元請事業主から提出させ、記載内容の確認を行うよう求めている。

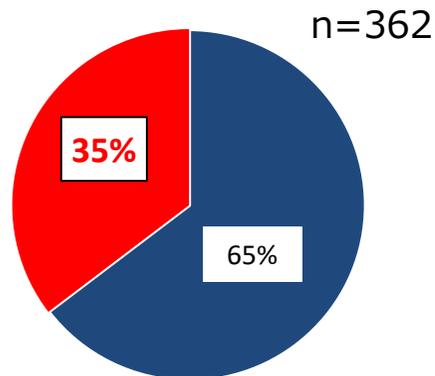
- 受注者に対して、**証紙の購入数を指導していない機関は4%**。なお、前回（R5年度）調査時よりきめ細かく選択肢を設定したことには留意が必要。
- 必要な建退共証紙の購入数の基準について、建退共HP（「手続きのご案内『2.共済証紙・退職金ポイントを購入するとき』」）記載の「掛金納付の考え方について」の考え方を活用している機関が最も多く87%。

【問】工事契約時等の証紙購入状況の確認の結果を踏まえて、**必要な建退共証紙の購入数を受注者へ指導していますか**（回答は一つ）。



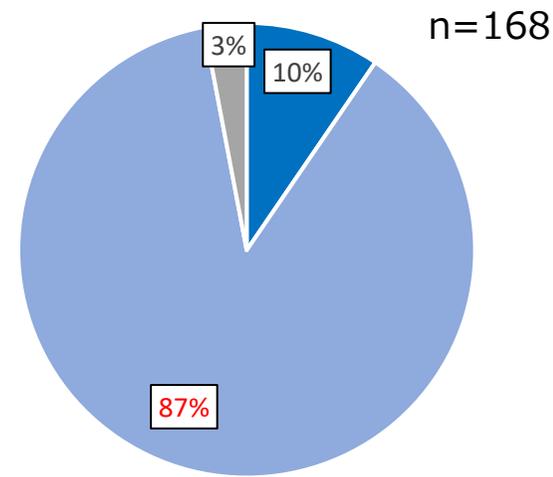
- 1. 指導している
- 2. 必要な枚数を購入していたため、指導していない
- 3. 必要な枚数を購入していないが、指導していない

【参考】前回（令和5年度）調査
※選択肢設定が異なる



- 1. 指導している
- 2. 指導していない

【問】必要な建退共証紙の購入数を**受注者へ指導する場合の基準**について、当てはまるものを選んでください（回答は一つ）。



- 1. 総工事費に対し発注者独自の購入率で算定
- 2. 建退共HP記載の「掛金納付の考え方について」(*)をもとに算定
- 3. その他

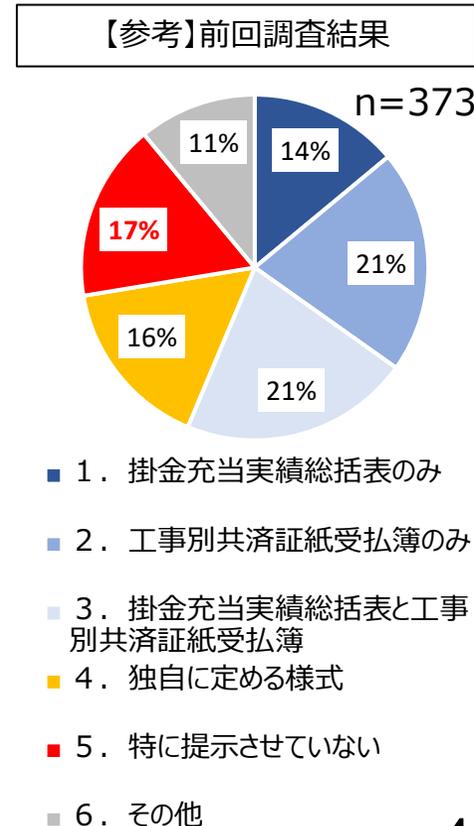
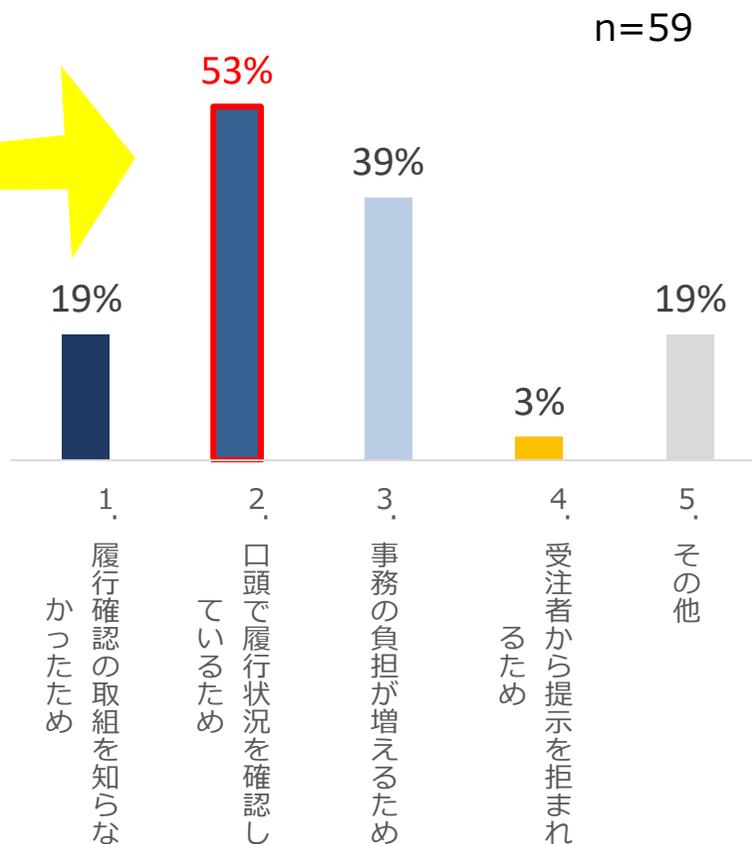
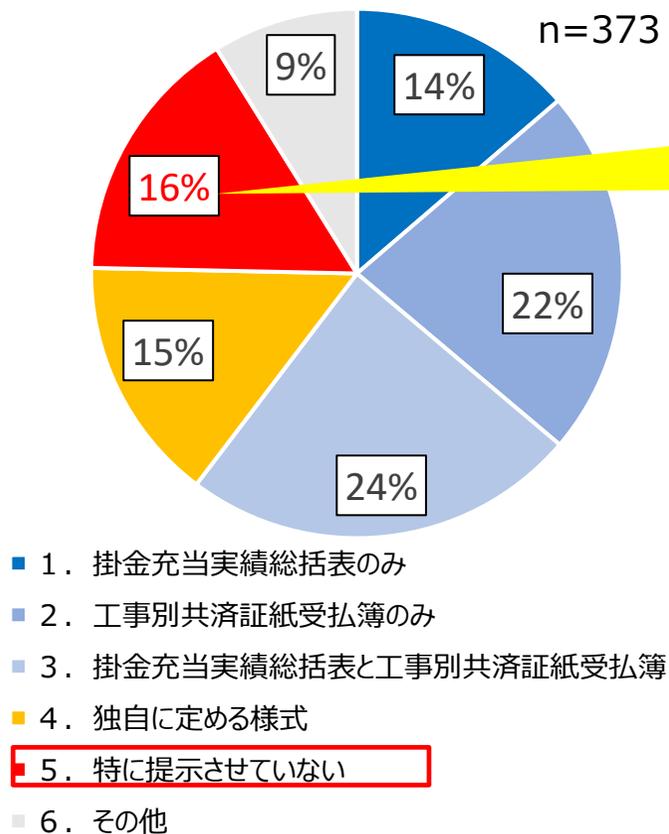
※労働者延べ就労予定者数の7割が建退共の被共済者であると仮定して算出したもの

「建設業退職金共済制度の適正履行の確保について」において、発注者は、工事完成時において、元請事業主に対し、掛金充当実績総括表の提示を求め、当該総括表の記載内容を踏まえて、建退共制度に係る事務の履行状況の確認を行うこととしており、確認に際しては、必要に応じて工事別共済証紙受払簿等の附属書類の提示を求めている。

- 受注者に対して、**工事完成時に履行確認用書類の提示を求めている機関は16%**であり、**前回（R5年度）調査時の17%からほぼ横ばい。**
- 提示を求めている自治体の理由としては、「**口頭で履行状況を確認しているため**」が最も多く**40%**、次いで「**事務の負担が増えるため**」が**27%**

【問】工事完成時において、建退共事務の**履行確認用として受注者に提示を求めている書類**について当てはまるものを選んでください（回答は一つ）。

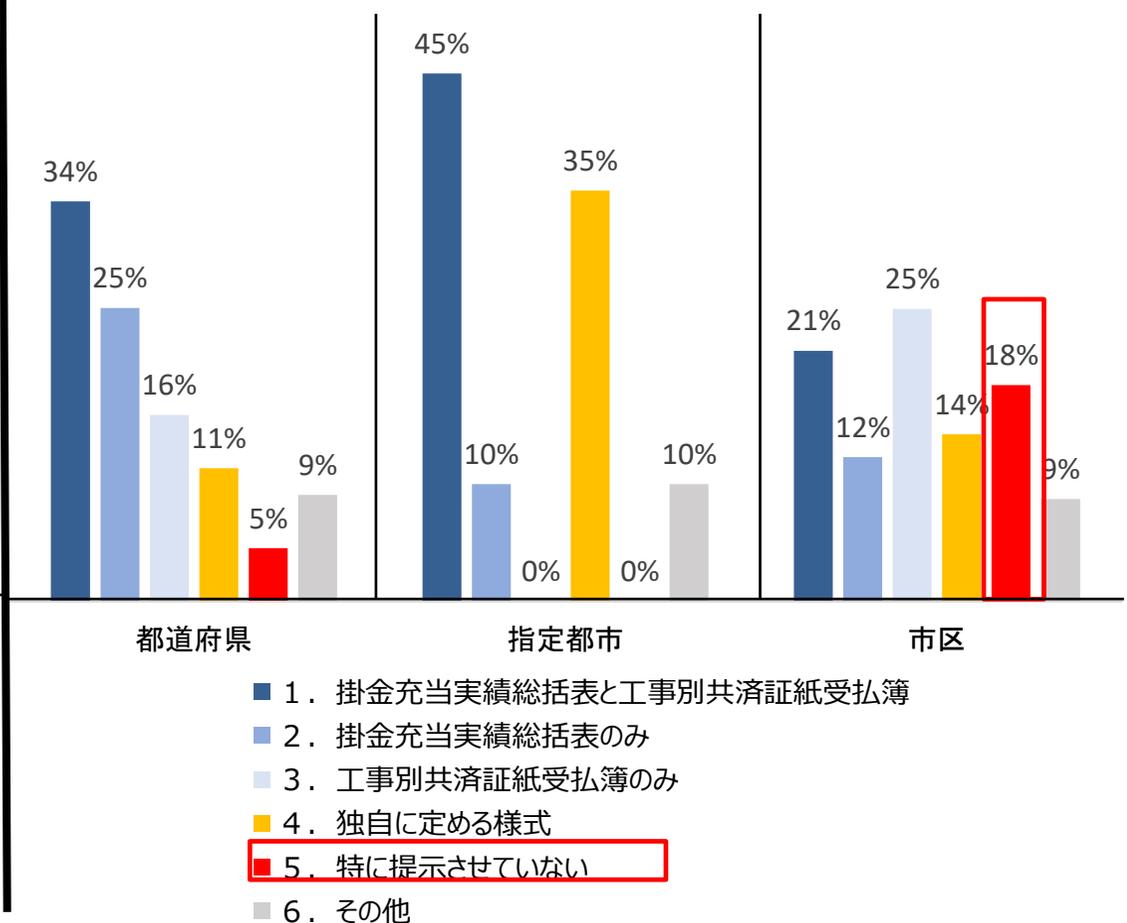
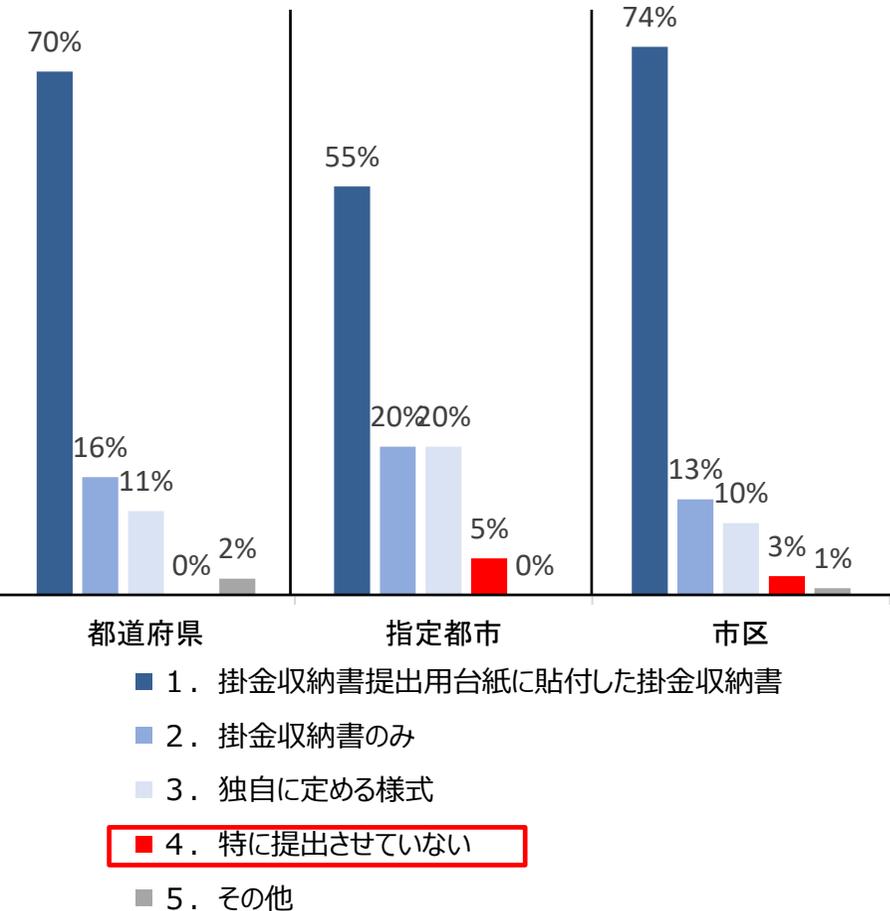
【問】工事完成時における建退共事務の履行確認の書類を、**受注者に提示させていない理由**について、当てはまるものを選んでください（複数回答可）



○ 発注者の種別を、都道府県・指定都市・市区に分けて集計したところ、**工事完成時の確認**について、**昨年度に引き続き、市区において、「特に提示させていない」と回答した割合が多かった。**

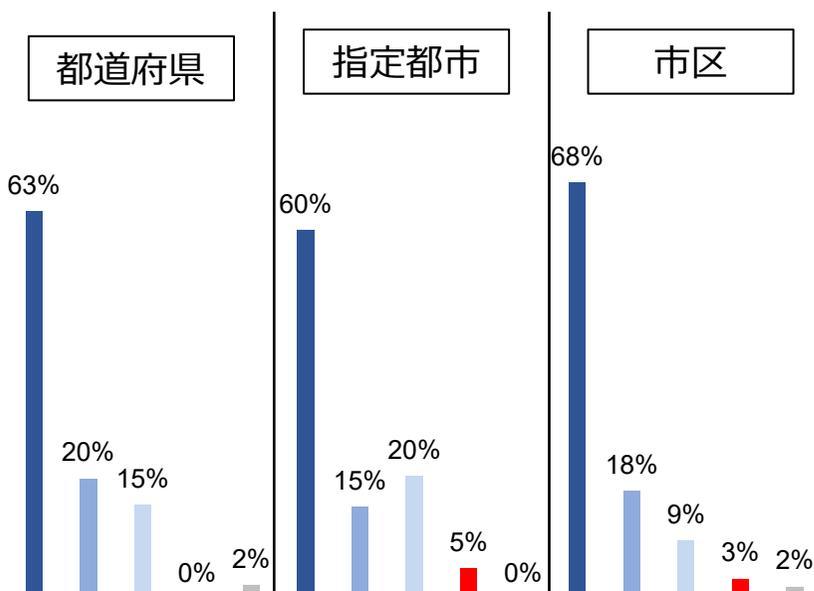
【問】工事契約を締結した場合において、建退共の**証紙購入状況の確認用として、受注者に提出させている書類**を選んでください（回答は一つ）。

【問】工事完成時において、建退共事務の**履行確認用として受注者に提示を求めている書類**について当てはまるものを選んでください（回答は一つ）。



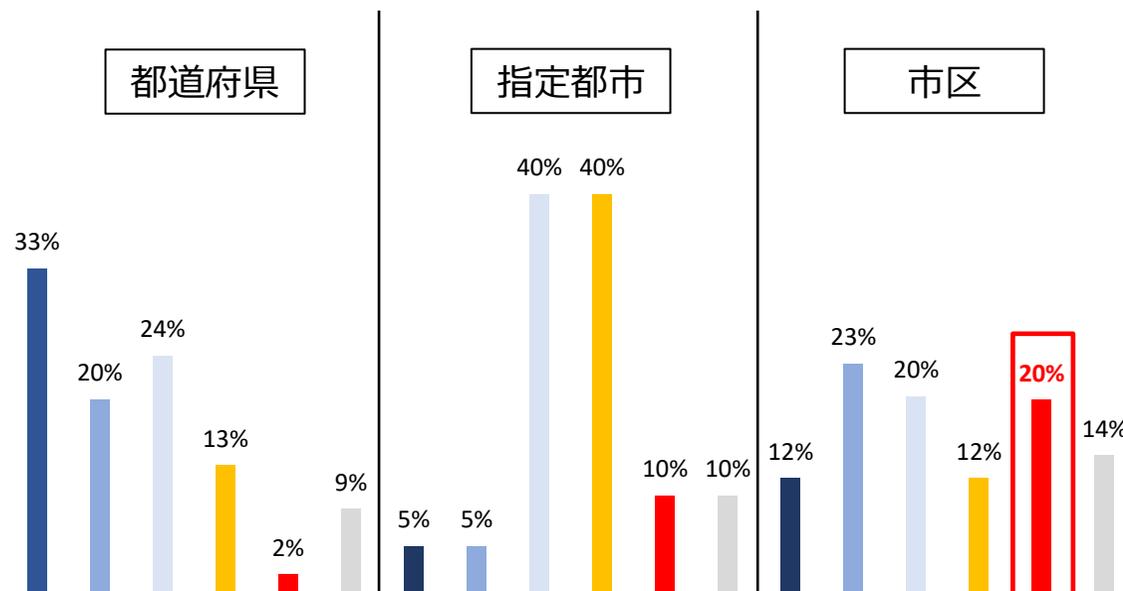
○ 発注者の種別を、都道府県・指定都市・市区に分けて集計したところ、**工事完成時の確認**について、**市区において、「特に提示させていない」と回答した割合が多かった。**

【問】工事契約を締結した場合において、建退共の**証紙購入状況の確認用として、受注者に提出させている書類**を選んでください（回答は一つ）。



- 1. 掛金収納書提出用台紙に貼付した掛金収納書
- 2. 掛金収納書のみ
- 3. 独自に定める様式
- 4. 特に提出させていない
- 5. その他

【問】工事完成時において、建退共事務の**履行確認用として受注者に提示を求めている書類**について当てはまるものを選んでください（回答は一つ）。



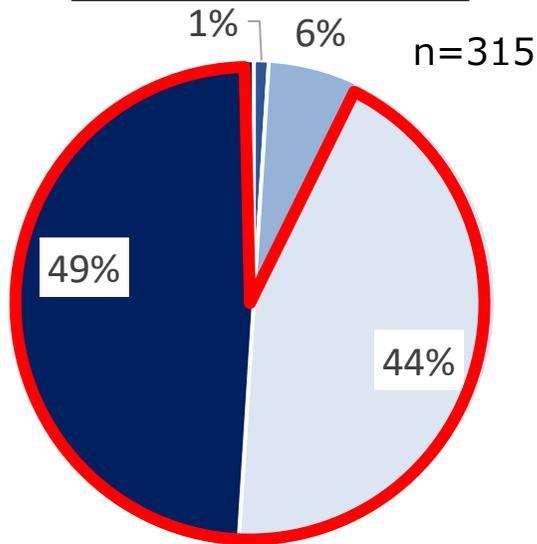
- 1. 掛金充当実績総括表のみ
- 2. 工事別共済証紙受払簿のみ
- 3. 掛金充当実績総括表と工事別共済証紙受払簿
- 4. 独自に定める様式
- 5. 特に提示させていない
- 6. その他

- 建退共事務の工事完成時の履行確認に建設キャリアアップシステム（CCUS）を活用したことがない割合は93%。
- 履行確認に建設キャリアアップシステム（CCUS）を活用しない理由として、「元請事業者がCCUSを利用していないことが多いため」が最も多く55%。

【参考】令和7年秋より、建退共とCCUSの連携が完結予定（システム改修）

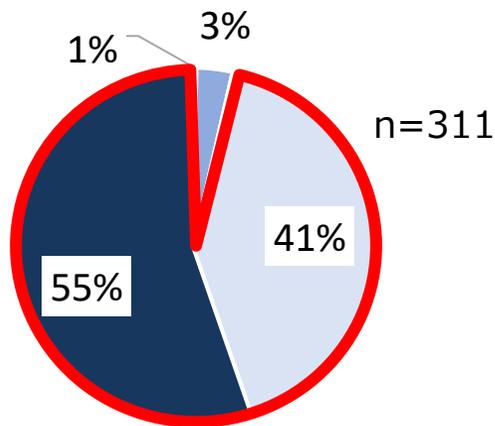
【問】工事完成時における建退共事務の履行確認に建設キャリアアップシステム（CCUS）の就業履歴を活用していますか（回答は一つ）。

今回（令和6年度）調査



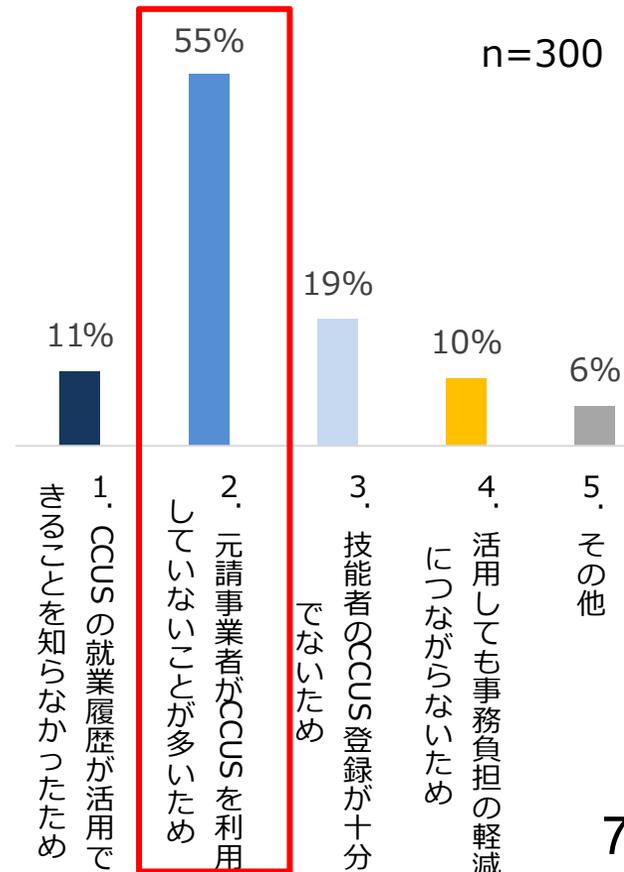
- 1. ほとんどの工事で活用している
- 2. 一部の工事で活用したことがある
- 3. 活用していないが今後活用を検討している
- 4. 活用しておらず活用する予定もない

【参考】前回（令和5年度）調査



- 1. ほとんどの工事で活用している
- 2. 一部の工事で活用したことがある
- 3. 活用していないが今後活用を検討している
- 4. 活用しておらず活用する予定もない

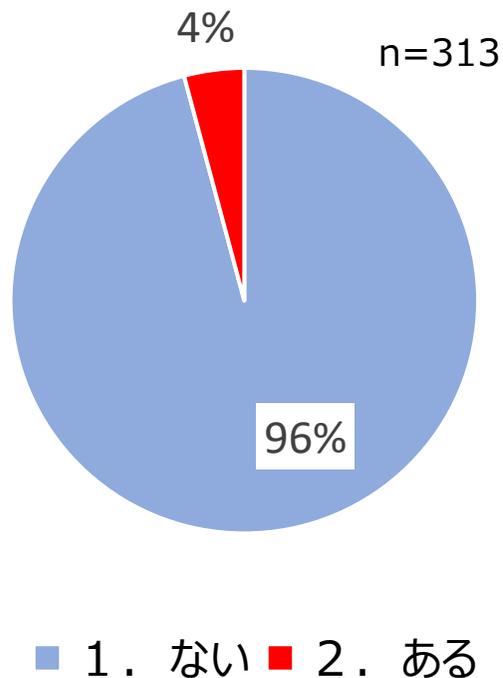
【問】（問6で「3」「4」を選んだ方のみ回答）履行確認にCCUSを活用しない理由について当てはまるものを選んでください（複数回答可）。



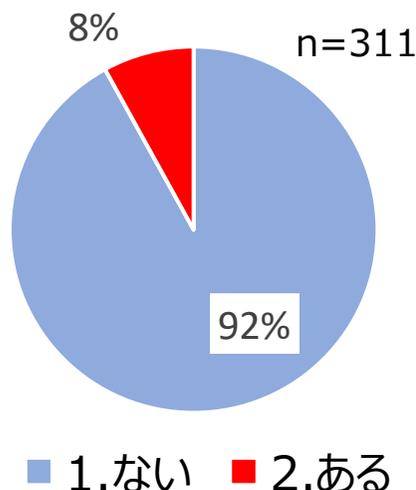
受注者(元請事業主)による不適切な運用について

- 建退共事務について、**受注者(元請事業主)による不適切な運用が確認されている機関は4%。前回(R5年度)調査時の8%と比較し、改善。**
全てのケースにおいて、公共発注機関から受注者(元請事業主)に対して指導が行われていた。

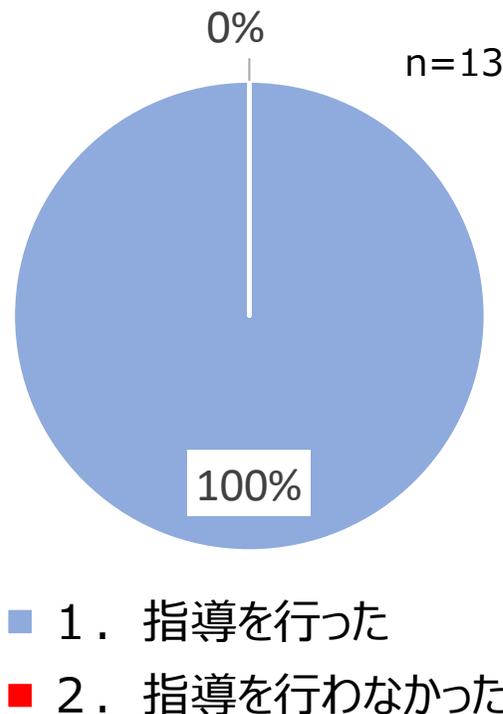
【問】問5において提示された書類の記載される内容を確認した結果、受注者(元請事業主)による不適切な運用が行われたケースがありますか(回答は一つ)。



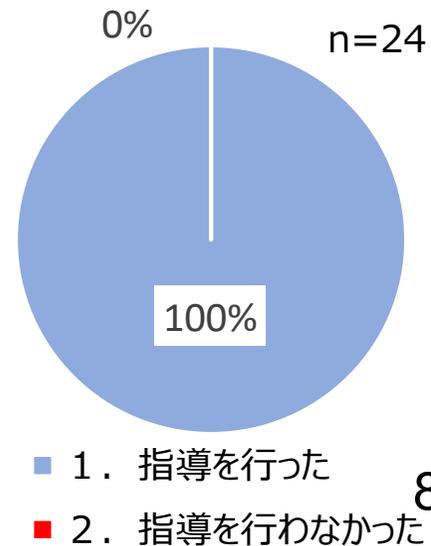
【参考】前回(令和5年度)調査



【問】受注者(元請事業主)による不適切な処理が行われていた場合、当該元請事業者主に対して指導を行いましたか(回答は一つ)。



【参考】前回(令和5年度)調査

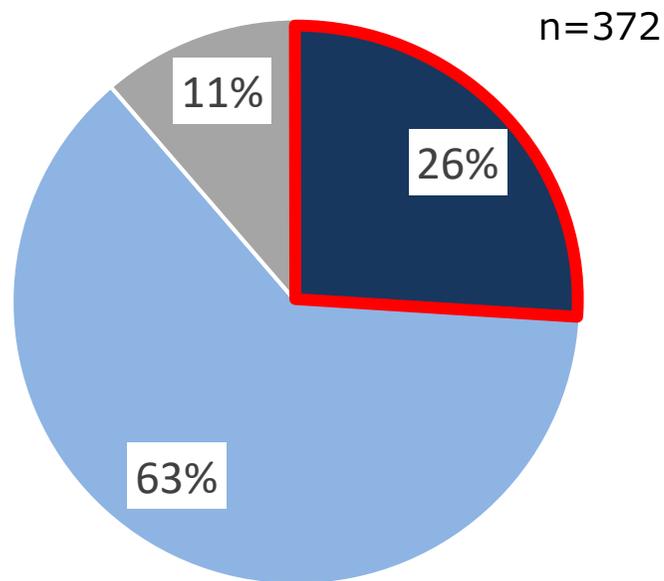


建退共電子申請方式の活用状況について

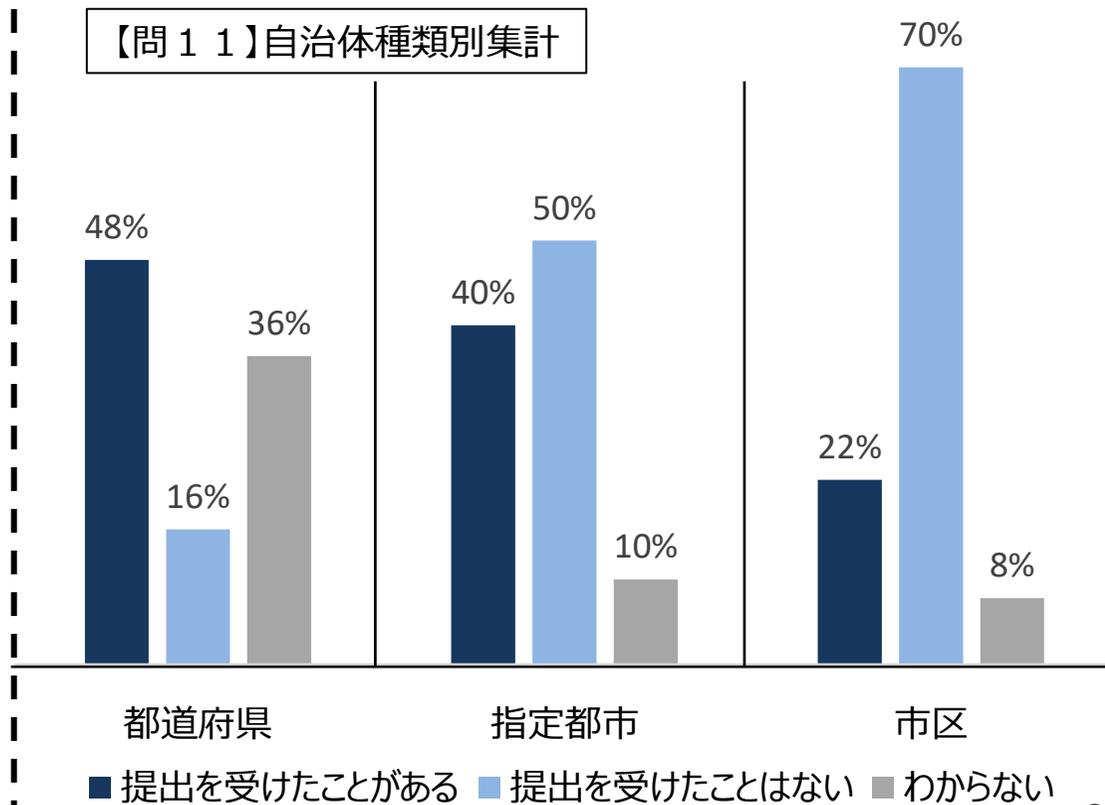
- 建退共制度における電子申請方式の利用については、確実な掛金納付・退職金支給、事務負担の軽減を図る観点から、積極的な活用を進めることとしているところ、**電子申請方式に係る確認書類等を受領したことのある自治体は26%**。
 都道府県、指定都市においては、電子申請方式の書類を受領したことのある自治体は40%を超えた。
 一方で、市区においては、電子申請方式の書類を受領したことのない自治体が70%であった。

【問】電子申請方式は、建設事業者の発注事務だけでなく発注者における適正履行の確認事務の効率化に資するものとなっており、「情報通信技術を活用した建設工事の適正な施工を確保するための基本的な指針」のなかでも、その積極的活用について推奨しているところですが、貴団体においては、受注者（元請事業者）より、電子申請方式に係る確認書類等（※）を受領したことはありますか（回答はひとつ）

※「掛金収納書（電子申請方式）」及び「掛け金口座振替申込受付書類（電子申請方式）」、「掛金充当書（工事別）」



- 1. 提出を受けたことがある
- 2. 提出を受けたことはない
- 3. わからない



募集期間：令和7年5月8日（木）～6月30日（月）

【国土交通省 5月8日（木）プレスリリース】

「建設人材育成優良企業表彰における企業等の募集」：

（建設業振興基金HP：<https://www.kensetsu-kikin.or.jp/humanresources/kigyou-hyosyou/>）

表彰の趣旨

- CCUSの活用をはじめとして、技能や経験に応じた給与の引き上げや、キャリアパスに基づいた計画的な人材育成、若者や女性の入職・定着促進や、これらを可能とするための環境整備など、**「建設産業の担い手の確保・育成」に向けて、顕著な功績を上げた企業、団体に対して表彰**を行い、その努力を讃えることにより、担い手の育成及び確保に向けた取組みを推進することを趣旨とし、**「建設人材育成優良企業表彰」を実施**。

表彰の対象

- 建設産業の中長期的な担い手の確保・育成に向け、**CCUSの活用をはじめとして、特に若年建設人材の確保・育成に関して、顕著な功績**を上げた企業、団体を表彰の対象とする。
 - ① 以下のような「建設産業の担い手の育成及び確保」に向けた優良な事業・活動を行う企業
 - ・CCUSの活用など、技能や経験に応じて給与を引き上げる企業
 - ・キャリアパスに基づいた計画的な人材育成（CCUSのレベルアップなど）を行う企業
 - ・若年者の入職促進、働き方改革、労働環境の改善に積極的に取り組む企業
 - ・女性の活躍・定着促進を図る企業
 - ② 上記①のような企業による優良な事業・活動を支援する企業や団体
- 本表彰は中長期的な担い手の確保・育成に向けた取組みを顕彰するものであることから、**CCUS利用企業（それを支援する企業や団体を含む）を前提条件**とする。

表彰内容・時期

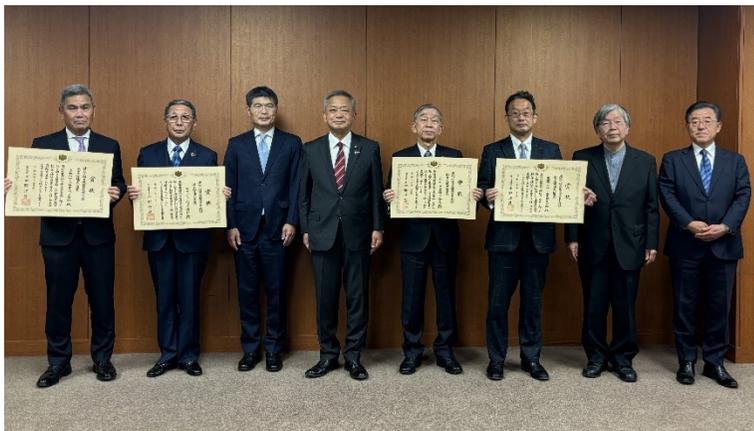
国土交通大臣賞（1～3程度）：国土交通省（本省）において11月頃に表彰式（授与）を予定

不動産・建設経済局長賞（1～3程度）及び優秀賞（総合部門・部門別）（15～30程度）：各地方整備局等から授与

表彰式の様子

【国土交通大臣賞表彰式：令和6年12月2日（月）】

- 国土交通省にて国土交通大臣賞表彰式が開催され、高橋副大臣より賞状及び記念品を授与。



高橋副大臣等と受賞企業との意見交換

受賞企業(取組)の周知

「建設人材育成優良企業表彰」の受賞企業(取組)については、国土交通省のプレスリリースや、建設業振興基金のホームページなどで発信しています。

また、受賞企業は、建設業Jobポータルサイト「建設現場へGO！」※建設産業人材確保・育成推進協議会HP

(<https://genba-go.jp/>)の「建設会社へGO！企業マップ」の掲載対象※となっており、建設産業の人材の確保・育成などの取組を推進する優良企業として、当該取組とともに掲載されます。※掲載及び取止等は受賞企業の任意

建設会社へGO！企業マップ[®] (2024年10月末リリース)



https://genba-go.jp/company_map/

就職活動時の企業選択において有益な人材確保育成に取り組む優良企業を知る機会を提供することを目的にリリース。

建設産業への若年者の入職促進、人材の確保・育成・定着などを推進する建設優良企業を掲載。

2025年4月末時点で127社掲載中（総合建設業93社／専門工事業31社／建設関連業3社）